

平成30年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年9月11日(火)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 議 日 時	平成30年9月11日(火) 午前 8時59分
閉 会 日 時	平成30年9月11日(火) 午後 4時17分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也      秋 谷      修      頓 所 澄 江 橋 本      稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 7 号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 8 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 8 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 3 号	平成 3 0 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 4 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 6 号	平成 2 9 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 8 号	平成 2 9 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 9 号	平成 2 9 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 9 1 号	平成 2 9 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 9 2 号	平成 2 9 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	田 島 史
都市整備部副部長	大 塚 泰 史
都市整備部副部長	高 橋 英 樹
都市計画課長	島 村 信 行
都市計画課副参事	堀 岳 夫

建築課長	関 口 敬 一
建築課副参事	大 島 和 之
都市整備部参事兼市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長	中 越 好 康

(建設部)

建設部長	加 藤 薫
建設部副部長	村 田 弘 一
建設部副部長	清 水 洋
道路課長	原 口 正
道路課副参事	武 田 昌 行
道路課副参事	大 堀 勝 彦
工事課長	中 根 治 人
工事課副参事	五十嵐 剛
下水道課長	矢 部 正 樹
建設部参事兼水道課長	三 村 正
水道課副参事	原 口 均
吹上支所長	吉 田 憲 司
川里支所長	春 山 一 雄

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開議 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

建設部参事より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(建設部参事兼水道課長) おはようございます。議案第83号 平成30年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)の質疑の際、阿部委員さんより広田地内の防火水槽の標識につきましてご質問がありましたので、ご報告させていただきます。

配管図及び現地を確認しましたところ、標識が設置してございます防火水槽の東側に消火栓が設置してございました。

(委員長) 手元に資料があります。

(建設部参事兼水道課長) しかしながら、ご質問でもございましたように、現地ではわかりづらいということから、市の危機管理課を通しまして消防本部のほうへ路面標示の依頼のほうをさせていただきました。なお、お手元のほうに資料がございますので、ご参照お願いいたします。今後も危機管理課、また消防本部と連携をとりながら、消火栓の維持管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

(わかりましたの声あり)

(委員長) それでは、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定について、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) おはようございます。まず、23ページの歳入の都市計画課ですか、一番下、公園使用料ということできのう説明を受けたのですけれども、露天商のお金も入っているということなのですかけれども、露天商ってどこで一体、1件当たり幾らぐらい露天商からお金もらうのか、ちょっとそれを伺います。

(都市計画課長) 露天商の場合は、お祭り、花火大会とかさくらまつりとか、そういうところのお祭りでいただいております。いただくのは、テント1張りというふうな形ですから、3平米とか、そのぐらいの平米数でいただいております。

(何事か声あり)

(都市計画課長) 済みません。ちょっとテントの大きさにもよると思うのですけれども、済みません、自分は1メートルの3メートルぐらいかなと思ったのですけれども……

(何事か声あり)

(都市計画課長) そうですね、ごめんなさい。ですから、9平米とか、そのぐらいにはなるかなと思います。済みません。

いかほどかということなのですけれども、ちょっとごめんなさい。ちょっと暫時休憩してよろしいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時02分)



(開議 午前9時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) 業者さんにつきましては、1日1平方メートル当たり200円をいただいております。

(橋本) これって例えばほかの市、町でも大体露天商のお金そんなものなのではないでしょうか。

(都市計画課長) これにつきましては、市の一応都市公園条例のほうでそれぞれ決められておまして、当然のことながら近隣の各市の条例を参考にしながら、余り格差がないような形で決めさせていただいております。

(橋本) 結構イベントによってはかなり収益があると思うのですけれども、1日200円。これもっと上げる算段というのはできないものなのですか。200円で。

(委員長) 平米だから。

(橋本) 平米か。そうすると、9平米……

(何事か声あり)

(橋本) 3,600。3,600円にしてもとても安いとは思うのですけれども、こういうのってもうちょっと上げることはできないのですか。

(都市計画課長) 通常の、お祭りといいましても、鴻巣市の後援で開かれる花まつりとか、あとは花火大会においてのテントということで、通常自由にそこで商売をやるということは特には、毎週ここでやりますとか、1件が露天商やりますとか、そういうことはちょっとご遠慮していただいておりますので、いわゆる市の挙げてのお祭りということで低料金という形で考えております。

(橋本) 花火大会も結構たくさん露天商出ていますけれども、あれも市の管轄。あれは商工会になるのですか。

(都市計画課長) そちらのほうにつきましては、青年部からもいただいておりますし、あと露天商組合からもいただいております。

(橋本) わかりました。

それと、その下のふるさと総合緑道休憩施設使用料、愛里巢さん、これ3万2,900円、とても年間通して使用料ってこんな、大体どのくらいの団体がどのくらい使っているのかと。前年より多いのか、少ないのかというのもちょうと教えていただけますか。

(都市計画課長) 愛里巢のほうの使用料になるのですけれども、平成27年が154件で、利用者人数が1,936人、収入が2万9,300円でございます。28年度が141件で、1,599人で、2万2,800円。29年度が168件で、2,285人で、3万2,900円でございます。ちなみに、今年度30年度に第2体育館が取り壊されまして、市のほうの直営になってございます。その時点では、あくまでもこれが4月から7月まででございますが、使用料からしますと昨年の4月から7月が6,000円だったのですけれども、今回今の同じ同時期で1万5,500円ということで、2倍強の増加にはなっております。

(橋本) ということは、ことしはふえている。体育館なくなった後のほうがふえているという、そういう意味ですか。確認です。

(都市計画課長) はい、そうです。今度は、前は利用が火曜日が休館日だったものですから、いわゆる火曜日がお休みになったりとか、あとは第2体育館の中でも多少打ち合わせとかできるフロアがあったのです。ですから、それが実際なくなったので、愛里巢を使ったりすることも出てきたのかなというふうには思っております。

以上です。

（橋本）25ページの建築課の住宅使用料、市営住宅の滞納もあるということなのですが、これもし滞納が全部なければ一体どのくらいの収入になったのでしょうか。

（建築課長）この25ページの表の左側のところに調定額がありまして、これが住宅使用料の調定額ですから、全て入ってくればこの6,400万円ということになっております。

（橋本）これ滞納に対して督促とか、そういうのはやられて、それでも払わないという方が多いのですか。

（建築課長）市営住宅の滞納家賃については、期日までに入金されない方に対しては実際に行ったりとか、電話とかで催促しているのですが、それでも支払われないということで、滞納ということになっております。

（橋本）これ全部何年も払っていない方は多分、前聞いたことあるのですけれども、そういう方は最終的にはどういう対応をしているのでしょうか。

（建築課長）最終的には法的な措置をとるとか、退去していただくというようなことになるのですけれども、現時点では1名の方を除いて少しずつ払っていただいておりますので、特にそういった法的な措置をとる予定はありません。この1名の方というのは、実は行方不明になっておりまして、全く連絡がとれない状況ということで、ちょっとこれは監査のときにご指摘されたのですが、何らかの会計的な処理をしたほうがいいのではないかというようなことを言われまして、ちょっとその方法について検討しているところでございます。

（橋本）あと、その下の駐車場使用料、市営住宅に居住する、そんなに収入はないと思うのですが、この駐車場というか、これ大体月幾らぐらいでの駐車料金なのでしょうか。

（建築課長）駐車場料金については、近傍、周りの駐車場料金に合わせるというような形で、人形町団地については1カ月4,000円、登戸団地と松原団地につきましては1カ月3,000円の料金としております。

（橋本）あと31ページ、道路課のほうの社会資本整備総合交付金、これ

三谷橋一大間線で、宮地のところからやっていると思うのですけれども、これ今私が通ってバイクでいつも危ない、倒れそうになるぐらい怖いのですけれども、これは一体いつ終了する予定なのですか。

(道路課副参事) ただいまの三谷橋一大間線、こちらのほうの計画についてなのですが、現在平成34年度完成を目標に進めております。

以上です。

(橋本) それは、国道の宮地のあれは市ではないと思うのですけれども、あれもあわせてということなのでしょうか。

(道路課副参事) 宮地交差点から鴻神社前交差点まで、こちらを三谷橋一大間線2期工事区間として実施しております。こちらの区間について平成34年度完成を目途に進めております。

(橋本) 37ページの都市計画課の身近なみどり市町村支援事業補助金、これ吹上の芝生化ですか、これについてちょっともう少し詳しく教えてもらいたいのと、これは毎年ある補助金なのか、それを教えていただきたい。

(都市計画課長) こちらのほうにつきましては、埼玉県補助金でございまして、森林や身近な緑の創出と再生を、そういう再生の運動を展開していく事業に対して補助金が出されるものでございます。補助対象経費とすると、先ほど申し上げました緑の創出とか再生をするために行う工事に要する経費としてなっております。芝生であればいわゆる緑化する場合について原則として500平米以上のものということになっております。補助金の対象とすると、そのかかった経費の2分の1として限度額は1,000万円までとなっております。こちらのほうについては、今年度におきましても県のほうでも担当課長会議等で募集がまだやっていますという報告もありましたし、来年以降も続けられるのかなというふうには思っておりますし、昨日お話がちょっとございました例えば広田中央特定区画整理事業の公園とか等で、なるべく広く自由に使っていただくということで、多目的広場ということになりますと芝生とか、そういうものということにも活用できればなというふうに希望もしております。



以上です。

(橋本) これは、学校の芝生とはまた全然別個なものということで考えてよろしいでしょうか。

(都市計画課長) はい、そうです。

(橋本) 次、41ページの市街地整備課のエルミ鴻巣株主配当金280万ですか。これってことし、29年度からまた少し株売却しましたよね。そうすると、来年度はこれはかなり減るということと考えてよろしいのですか。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 今年度4月10日にて、エルミ株を6,200株譲渡しました。1万4,048株から7,848株になりましたけれども、今年度の配当につきましては平成30年3月の決算時点の多分配当となりますので、今年度においては株数は以前のままと。売却前の株数の配当になると思われまます。配当があった場合です。

以上です。

(橋本) 配当があった場合というか、そうすると31年度は単純するとこれが半分になってしまうという、配当があった場合、ということよろしいのでしょうか。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) はい、そのとおりでございます。

(橋本) その同じページの下から土地売却収入という、これどこで幾らというのを大体。きのうお話ししたかもしれませんが、もう一度教えてもらえますか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) これは、保留地を売ったところの清算金になっておりまして、こちらは売却したところの面積が換地処分した際に微妙に面積が変わりまして、その分足りなかったふせりを納めていただいたという金額になっております。

(何事か声あり)

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 原馬室、滝馬室の区画整理のところになります。それとあと、保留地でつけ保留地があるのですけれども、そちらを売却1カ所させていただきまして、そちらのほうが92万4,160円と、先ほどの6名分、清算金が発生した方がいまして、そちらが24万2,592円、トータルで116万6,752円となっております。

以上です。

(橋本) あと55ページ、これ今と同じになるかもしれません。原馬室滝馬室土地区画整理事業清算金、これも今説明受けたと同じなのかもしれませんが、これでまだ継続しているというか、これで終了ということなのでしょう。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 清算金で徴収になった方で分割納入したいという希望の方が7人いたのですけれども、今回この29年度で全部支払いが終わった方がいらっしゃいますので、あと6名の方というのがまだ今後支払っていただくような形になっております。

(橋本) ちなみに、あと何年ぐらい分割になるのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 最大の方で10年の方がいらっしゃいますので、あと8年ほど残っております。

(橋本) 今度歳出です。103ページの道路課の交通指導員育成指導事業の中の、一番多いのはやっぱり指導員報酬だと思うのですけれども、これきのうちちょっと聞き間違えた、43名と聞いた、ではなくてこれ一体1人当たり幾らで何人か、指導員になっているのか、それを伺います。

(道路課副参事) 1人指導員月3万円の報酬を出しておりますして、43人で割りますと、8月分は除いておりますので、11カ月分になります。なので、33万円になります。

(橋本) これいつも大体朝晩登下校中にグリーンのジャケットを着てやっている、この方という、43名で少ないのですけれども、これはどういった方なのでしょう。そういう朝晩……

(何事か声あり)

(委員長) グリーンではなくて、制服ではない。

(橋本) 制服。制服を着ている、いますね。そういう警察みたいな、特に市の職員の方がされていると思ったのですけれども、そういった方の報酬ということで。そうすると、あのグリーンのベストを着ている、あれは皆さんボランティアなのでしょう。

(道路課副参事) グリーンのを着ている方に関しては、ちょっとボラン

ティアのほうなので、こちらの……

(橋本) こっちで担当違うのですね。

(道路課副参事) ええ。委員で委嘱している方ではないのです。指導員。

(橋本) この制服着ている方、43名というのはそれで今まで足りる、市内全部網羅されているものなのですか。その場所、場所に。

(道路課副参事) 立哨場所については、学校のほうから依頼があった箇所を立哨しておりますので、43名でできる範囲で行っております

(橋本) 続いて、105ページです。放置自転車対策事業の中の一番多かったという自転車案内業務委託料、これの委託はどういった内容なのでしょう。

(道路課副参事) こちらは、シルバー人材センターのほうに依頼しているのですが、平日の朝6時から10時まで、市内3駅の6カ所において自転車の案内業務を行っております。放置自転車対策として駐輪場の案内をしてもらっております。

(橋本) わかりました。

あと、その下の交通遺児支援事業30万ですか、これちょっと何か余り多くなかった、少ない感じしたのですけれども、これは一体何人分で、1人当たり幾らなのですか。

(道路課副参事) こちらは、29年度に関しましては5名に奨学金を支給しております。高校生が4人、小学生が1人になっております。月5,000円で年額6万円を支給しております。

(橋本) わかりました。

237ページの都市計画課の緑化推進事業というのがあるのですけれども、これは……

(委員長) 237。

(橋本) 237、239の緑化推進事業の緑化事業委託料と。これはどこの公園の。これは、全体的な公園なのですか。どこの公園の対象なのでしょう。

(都市計画課長) こちらのほうは、緑の家庭内募金ということで募金をされたうちの2分の1をいただいて、それをこの委託料として主に使っ

ておるのですけれども、毎年当然公園の樹木の成熟度とか、それによって違いがありますが、一応昨年、29年度の事業としては全部で5公園やっております。吹上地域の袋ふれあい公園、それから川里中央公園、それから北新宿の近隣公園、これは区画整理の中にある調整池、これがあるところですが、その近隣公園という、仮称ですが、なっておりますが、それと川里中央多目的広場、これ種苗センターのあの広い通りのほうに面している公園でございます。それと上谷総合公園。以上5公園の公園に対して大体30万円前後をかけた植栽事業を行いました。ちなみに、平成28年度はコスモスアリーナ、あと袋ふれあい公園はちょっとダブっていますが、やっております。それと、すみれ野の中央公園ということで3カ所28年度はやっております。以上です。

(橋本) わかりました。

あと、その下に埼玉県緑化推進委員会負担金とあるのですけれども、この委員会ってどういった委員会なのですか。

(都市計画課長) こちらのほうは、先ほどの補助金を出しております団体のほうでございます。

(橋本) その団体から出て、なおかつ委員会の負担金を出しているという、そういうことですか。

(都市計画課長) 済みません。そちらの取りまとめをしておりますのが社団法人の埼玉県緑化推進委員会ということですので、そちらに対してのいわゆる負担金になります。

(橋本) わかりました。

あと、255ページの水道課の一番上、水道事業会計助成事業、東日本の被災者の方の減免ですか、これは大体何世帯と、あとこれいつまでこの減免というか、やるのか、それを伺います。

(建設部参事兼水道課長) 東日本大震災の被災者減免なのですけれども、29年度につきましては延べ件数で84件、人数にしますと延べ人数で185人となっております。実際にでは何年までという話なのですけれども、一般会計、危機管理課のほうと今後調整しながら、何年までやりましょう

というのは決定していくようになるのかなというふうに考えております。実際に県内水道事業体全部で今55団体（P29「56団体」に発言訂正）ありますけれども、今現在減免している団体というのは20団体ほどございますので、その辺の動きも見ながら調整させていただければと思っております。

以上です。

（橋本）わかりました。

281ページの道路課の一番下の道路台帳整備事業、この委託料ってやっぱりかなりの金額なのですけれども、これって台帳はもう整備終わっているのだと思うのです。毎年この業務委託料というのは出てくる、発生するものなのですか。

（道路課長）これについては毎年やっております。道路課のほうでやっている道路改良とか、あと道路改修、その辺で改修の終わったところについて修正をかけているという形なので、毎年行っている事業だと思います。

（橋本）これは、毎年同じような金額が発生していくということなのでしょうか。

（道路課長）毎年予算的なものもありますので、大体同じ金額というわけでもないのですけれども。

（橋本）287ページの道路改修事業、これは何カ所を対象にしているのでしょうか。

（道路課副参事）件数的には全28件の工事を実施いたしました。

（橋本）これは、前年よりはふえているのでしょうか。増加しているのでしょうか。

（道路課副参事）前年度につきましては、小さい随意契約の工事も含めまして51件実施しております。そのため、今回大規模な工事が割と多いという形になっております。

（橋本）費用的にはやっぱり同じような結局、費用は同じぐらいだったということでしょうか。

（道路課副参事）工事費につきまして、前年度につきましては1億

7,699万8910円となっておりますので、平成29年度のほうが金額的には多くなっております。

(橋本) 次、289ページの道路管理清掃事業、道路清掃等謝礼と。この謝礼というのは、どういう人を対象に謝礼をしているのでしょうか。

(道路課長) こちらについては、自治会とか、その方たちをお願いしているものでございます。側溝清掃の自治会としては、15団体いらっしゃいます。こちらのほうに払っているお金となります。

(橋本) これ1件当たりですか、それとも長さとか、そういうのによるのですか、この金額は。

(道路課長) 1団体当たり幾らという形。

(橋本) そうすると、その下の側溝清掃委託料、これは各自治会ができないようなところが市でやっているということだと思えるのですけれども、これは大体年間で何カ所ぐらいやられているのでしょうか。

(道路課長) 年間で40件ぐらいです。

(橋本) あと、その下の路上違反広告物除去事業というのがあるのですけれども、これはその対象の看板の業者とか、そういったところにこのかかった費用とか、そういうのは請求できるものではないのでしょうか。

(道路課長) 看板等に名前等入っていれば、そちらのほうに話をすることはできるのですけれども、張った方とかその辺がちょっとわからないもので、請求のほうはしていません。

(橋本) これ毎年かかっていると思うのですけれども、毎年毎年このくらいはかかってしまうものなののでしょうか。

(道路課長) 毎年同じような予算を組んでおります。

(橋本) あと、293ページの、これは毎年あるのかちょっとわからないですけれども、江川改修促進協議会負担金とありますけれども、これ鴻巣市も江川って関係しているのか、ちょっとそれだけお伺いします。

(道路課長) 江川としますと、鴻巣市のほうは最上流になるので、そんなに影響的なものはないのですけれども、江川改修のほうの、主に桶川のほうの、委員さんもお存じだとは思っているのですけれども、女子高校生が亡くなったあそこの関係で調整池とか道路のかさ上げとか、橋のかさ上

げ、その辺の工事に係る負担金ということで、鴻巣市のほうも納めております。

(橋本) 江川の最上流部って松原、どこが最上流なのですか。

(道路課長) 委員さんがおっしゃるとおり、松原になります。

(橋本) これは、やっぱりこれはずっと払っていくということで、いくしかないのですね、これを。

(道路課長) そのとおりです。

(橋本) 295ページの真ん中から下の訴訟事務委託料。きのうもちょっと説明聞いて、ちょっと聞き逃した、却下というふうに聞いたのですけれども、これの内容をもう一度教えていただきたいなと思います。

(都市計画課長) こちらのほうは、17号のいわゆる反対側ですか、赤見台のいわば17号のちょうど駅から真っすぐ行った道で、丁字路で17号になるのですけれども、その反対側の11ヘクタールに関してのいわゆる開発構想に係る業務委託とか、あと一応幾らか提案をさせていただいたのですけれども、それに対する評価に対する委託とか、それについての請求について疑義があるということで、訴訟が平成27年1月21日に起こされたものでございます。29年10月25日に判決が終わりましたので、こちらの鴻巣市でお願いしております弁護士さんに対する報酬ということで出した金額でございます。

以上です。

(橋本) 297ページの真ん中の駅施設等維持管理事業、この光熱費というのはJRの3駅の通路とか階段とか、そういった部分の光熱費でしょうか。

(都市計画課長) はい、そのとおりでございます。あと、駅前広場の外灯とか、そういうのも含めております。

以上です。

(橋本) その同じところで、下で設計委託料というのは、吹上の階段でしたっけ、これはこれの修理の委託料でありますか。

(都市計画課長) 委員さんのお話でおっしゃるとおりで、吹上駅自由通路に伴う改修に伴いまして、JRさんの東日本さんと協定を結んでおり

ます委託料の料金でございます。

（橋本）その下の鳥害対策委託料、これことしもタカをやられたと思うのですけれども、ちょっと私も見に行っているところにも潜り込んだり、どこかへ行ってしまったりなんかして、ずっと何かやっていたけれども、これはタカの費用とそれ以外ということですか。

（都市計画課長）それにつきましては、委託料としては98万2,800円かかっておりまして、そのうち鷹匠さん、いわゆるタカを使ってしたものが36万7,200円です。それ以外につきましては、駅前の樹木の剪定も、ケヤキのところにムクドリ来ているのですけれども、そのケヤキの剪定もちょっと一部その後していますので、そういう剪定も含めた額になります。

（橋本）303ページの公園内遊具等点検事業、78公園ですか、というふうに点検をされているのですけれども、これでふぐあいとか、そういうのが見つかってまた改修とか、そういうのをしたのかちょっとそれだけ伺います。

（都市計画課長）当然遊具の点検をいたしまして、A、B、C、Dというランクまで最終的に判定はされるのですけれども、Dというのはこれはもう閉鎖をしてすぐ撤去するなり改修しなさいと、Cのほうについてはすぐもう撤去までいかないのですけれども、改修が必要ですよということになっております。Dというのは、近年ずっと遊具の点検をしております、判定も出てくることは今もうない、皆無の状況ですので、Cランクを中心に地域のバランスを見ながら改修ないし遊具の入れかえ等をしております。

以上です。

（橋本）あと、305ページの既設公園施設遊具改修事業の川里中央公園トイレアスベスト調査委託料ですけれども、これ結局アスベストはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

（都市計画課長）こちらのほうにつきましては、これトイレの屋根です。それについて実際調査をしまして、これは含まれておりまして、これ張りかえ等の工事を、これにあるのはいわゆる屋根材から出ましたので、それをふきかえしておりますので、適正な処理をしながら処分はしてご



ざいます。

（橋本）最後に、同じような質問なのですが、315ページの建築課の住宅管理庶務事業ですか、この315ページの一番上に同じようにアスベスト含有調査委託料というのが書いてあるのですけれども、これも同じようにあったのか、なかったのか、それ対応はどうしたのか。

（建築課長）これにつきましては、昨年度たしかNHKだったと思うのですが、公営住宅の住戸内にアスベスト含有建材が使われており、健康被害の心配があるというような報道があったことから、鴻巣市においてももう一度図面も念のため全部見直しまして、そうしましたら何軒かの住宅からひる石吹きつけという図面表示がありましたので、これにつきまして全てサンプルをとりまして、調査をしました。その結果アスベストは含まれていないというようなことになっております。

それともう一つが、人形町団地の2号棟の外壁改修設計業務委託というのを発注しまして、これに伴いまして、やはり同じようにアスベストの調査を、これは外壁です。外部のほうなのですが、アスベスト調査を行いました。その結果、人形町団地は1、2、3号棟3つあるのですが、3号棟からは検出されなかったのですが、1号棟と2号棟の外壁材からアスベストが検出されました。これにつきましては、固定されておりますので、改修工事等を行わない限り飛散の可能性はないというようなことになっておりますので、現状ではそのままということになっております。

以上です。

（秋谷）まず、細かいところに入る前に、両部の部長さんにお伺いをいたしますけれども、平成29年度のこの決算今回出たに当たって、総括的なお話をいただきたいと思うのです。例えば社会資本整備総合交付金が出なくてなかなか事業が進捗していないような状況とかもあるでしょうけれども、例えば29年度は本当はこれぐらいは進めたかったとか、こういったことはぜひやっておきたかったとか、建設部においてももっと予算づけがあればこういうことができたということは多分あったのではないかと思います。そういったことを含めて総括的にお話をいただきたい

いと思います。

（都市整備部長） それでは、平成29年度の総括ということで、都市整備部のほうからお話をさせていただきます。

ご案内のとおり、都市整備部としましては、所管として都市計画課、市街地整備課、建築課の3課を受け持っております。都市計画課におきましては、まず課としまして2本裁判を抱えておりましたのが29年度2本とも結審したということで、結果として市の責任はなかったということでございますので、これの負担が軽くなったと。これにつきましては、課として大変ありがたく思っております。

また、担当としまして計画担当、公園担当、大規模道路担当（P28発言訂正）とあるのですけれども、計画担当につきましては都市計画決定や地区計画、または駅施設等の維持管理業務をやっております、この担当につきましては29年度はおおむね順調に推移していたと思います。

また、公園担当につきましては、約230ばかり鴻巣市内公園ある中、14公園につきましては指定管理をやっておりますけれども、残りの公園につきましては自前で維持管理をやっていると。そのような中、本当にトイレが壊れただとか、草が生えてしまつてと、何とかしてくれとか、木の剪定してくれとかということで、多々苦情等入ってくる中、適切に公園管理に市民の皆さんの安全面を当然考慮して適切に努めていたと考えております。

ただ、担当としましては、これは今年度の話ですけれども、川里中央公園や、また昨年9月で道路認定をいただいたふるさと総合緑道の橋梁という中で、なかなか地権者との合意が得られないということが課題となっております。

また、大規模道路担当につきましては、これは上尾道路関係の仕事をやっておりますけれども、去年は国道事務所や県等と、警察ですね、と交差点協議、ここの打ち合わせにかなりの時間を費やし、また要望活動等の事務作業にも追われているという状況でございます。今後とも上尾道路につきましては、国等と連携を深めて対応をしていきたいと、そのように考えております。そういった意味では、都市計画課、いろいろと進

捗していない事業もありますけれども、おおむねの状況だったかなと、そのように感じております。

また、市街地整備課につきましては、駅前の再開発事業と2つの大きな区画整理事業を抱えておるわけでございますけれども、再開発事業につきましてはおかげさまでおおむね順調に推移しております。ただ、やはりここも今訴訟になっておりますので、やはり裁判がかなり職員にとっても重荷になっておりますので、ここをいつときも早く結審をしていただけるよう努力をしております。

また、北新宿区画整理につきましては、本会議でもご質問ありましたけれども、先ほども委員さんのほうからお話がありまして、また補助金のつきが悪いという中で、北新宿につきましては当初といたしますか、区画道路の整備等を予定しておりましたけれども、そこを縮小した分、事業の進展という意味で全地域の仮換地指定を行われるような形で29年度取り組みまして、おかげさまでそのような方向で今進んでおりますので、また保留地のほうもかなり売れ行きがいいものですから、そういった面では北新宿につきましては今後事業展開、本会議でも言いましたけれども、新たな補助制度も導入しながら進めていきたいと、そのように思っております。

また、広田の区画整理につきましては、スーパーの前の通りがおおむねといたしますか、幹線道路の工事が完了しまして、あそこもやはり地権者でちょっと難航している地権者がおりますので、平成32年度の事業終結に向けて何とか努力をしていきたいと思っております。

また、建築課につきましては、建築指導、開発指導、住宅担当とありますけれども、その開発指導、建築指導のほうは人数的な面で職員をもう少しふやしてほしいような要望もある中、それなりに対応をしていただいたところでございます。住宅担当につきましては、先ほども課長のほうからお話ありましたけれども、長寿命化計画に基づいて市営住宅の計画をやっておった中で、外壁工事をする際にアスベストが検出されてしまったということで、ここの対応が今後のちょっと課題だと、そのように認識をしております。

いずれにしましても、都市計画課、市街地整備課は、やっぱり財産をちょっといじる仕事でございますので、なかなか全員同意で事業が進まないというところがやっぱりありますので、そこは粘り強く交渉を続けて、何とか事業の進捗に努めていきたいと、そのように思っております。いずれにしましても、多額な予算、経費かかる部でございますので、委員の皆様方のご協力をいただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

（建設部長） それでは、秋谷委員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私実は4月に異動してまいりまして、29年度は実際には携わってはおおりません。しかしながら、今回決算のこういった形で部長という立場で委員会のほう出席に当たりましては、過去の経緯をしっかりと見直して、それなりに自分なりにどうだったのかなというのをちょっと考えさせていただきました。そんな中で、29年度振り返ってみますと、これは我々道路管理者として昨年非常に道路における陥没の事故とか、そういった専決処分させていただいた件数非常に多かったのかなというのは私見ていて感じまして、これは当然全ての道路をしっかりと管理してそういったことのないようにするのが原則なのですけれども、やはり道路の距離が非常に長い、道路延長、市道にしても長いという中で、そういったところを今後しっかりと対応させていただければというのは総括的にはそういったところがちょっと今後しっかりとやっていかなければならない点かなというふうには感じております。

その中で、29年度振り返ってみますと、どの事業もおおむね計画どおりに執行できたものと思っております。その中で、建設部の事業といたしましては道路事業、下水道事業、水道事業がございまして、主な取り組みを少し概要を話させていただきますと、初めに道路事業のうちハード事業の主な取り組みについてですが、先ほども都市整備部のほうで出ました三谷橋一大間線の2期工事、これにつきましては中山道の鴻神社前交差点から国道17号の宮地交差点までの約480メートル区間、こういった

ところの物件補償を含む用地買収に取り組み、国道17号の宮地交差点より約100メートルの区間において街路整備事業のほうを実施しました。また、なお30年3月末時点での用地買収率は面積ベースで約68%となっております。今後この部分についてはしっかりと地権者の方に事業の説明をして、速やかな進捗を図れるようにしていければと思っております。続いて、市道のA-1004号線整備事業ということで、寺谷地内の大幹線排水路から寺谷東団地区間の320メートルの未整備区間の残る1件の用地買収と大幹線の排水路部分の橋梁のかけかえ工事を実施いたしました。これについては繰り越し工事で、本年の7月10日に完成、引き渡しをいたしました。

次に、茜通りの延伸事業でございますけれども、これにつきましては現在ちょっととまっている状況なのですけれども、茜通りの延伸ルートを計画するための現地測量及び道路線形を作成いたしました。これについては、さらなる利便性の向上を図るため、茜通りから工業団地通線までの区間の約1キロメートルの新設道路の整備に向けて現況測量を実施し、線形を作成しましたので、今年度また新たにそういった地権者の方に少しお話を聞きながら、どういった今地権者の方の意向なのかを確認して進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、橋梁維持事業でございますけれども、鴻巣市、実は橋梁長寿命化計画がありまして、約200橋の定期点検、橋梁の計画をつくっております、それに基づく小宮橋ですか、郷地地内の野通川の橋梁修繕工事を実施しました。また、前屋敷橋と赤見台歩道橋の補修の設計業務委託を実施いたしまして、今後橋梁についても非常に古いものが多くなっておりますので、改修をしっかりとしていきたいと考えています。

先ほども橋本委員さんからありました改良、改修工事につきましては、やはりこれは側溝布設等による道路拡幅や通学路を中心とした道路利用者の安全、利便性の向上を図るために、昨年度は改良で市内29路線において改良工事を実施し、舗装の打ちかえによる通行性、安全性を確保するほか、沿道振動対策も兼ね……これについては済みません、道路改修については市域、先ほど質問ありました28路線において改修工事をして

安全性の確保、沿道振動対策も兼ね、環境整備に取り組みました。

また、補修事業、道路の維持補修ですけれども、これにつきましては先ほどもお話ししましたとおり、非常に陥没とかでそういった事故が起きてしまうことが考えられますので、そういったところに向けて小規模の道路工事業務委託、単価契約により、道路の維持補修に対応いたしました。

また、ソフト事業の取り組みですけれども、ご存じのとおりコミュニティーバスフラワー号、また高齢者の運転免許自主返納サポート事業、交通安全施設整備事業に取り組みました。そのうち昨年度実施しました高齢者運転免許自主返納サポート事業についてですけれども、交通安全対策の推進のために新規事業としてフラワー号の無料乗車券を交付することによりまして、運転免許証の自主返納を促し、高齢者による交通事故減少と公共交通機関の利用促進を図る目的で実施をいたしまして、平成29年度は77件の方にサポートしております。

また、下水道事業でございますけれども、ハード事業の主な取り組みについてですけれども、公共下水道事業の汚水整備関連では、北新宿第二土地区画整理事業地内、原馬室地内、小松地内、大間、滝馬室地内、本町1丁目地内の面整備工事を実施いたしました。また、雨水整備関連では、秋谷委員さんちのころの地元でございますけれども、大間地内の西部第3排水区雨水整備事業及び吹上北新宿第二土地区画整理事業地内の調整池の築造工事などを実施しました。

また、ソフト事業の取り組みですけれども、農業集落排水事業の4地区、笠原、笠原第2、郷地・安養寺、上会下にある施設の適正な維持管理に努めるとともに、笠原第2地区のクリーン施設の機能強化に伴う全体計画を実施いたしました。

次に、最後の水道事業でございますけれども、これについてはハードの事業の主な取り組みについては配水管の新設、あと老朽管、非常に老朽度も進んでおりますので、そういったところの布設がえ工事、また浄水場における老朽化施設整備の更新事業などを実施いたしました。

また、ソフト事業でございますけれども、これについては水道事業基本

計画、いわゆる水道ビジョンを昨年見直しのための審議会を開催いたしました。お手元にもお配りさせていただいたかと思うのですが、水道事業ビジョン素案を作成しまして、鴻巣市水道事業ビジョンを作成いたしました。これにつきましては、今後の水道事業の経営に当たりまして、このビジョンをもとに推進をしてまいりたいと。また、鴻巣地域、吹上地域の配水管洗浄などを実施いたしました。

そういったところが建設部事業の主な取り組みの内容でございますけれども、今後におきましても市内の建設道路、上下水道、こうしてそういったところはインフラとして災害対策、インフラとして非常に重要な部分でございますので、今後もそういったところをしっかりと管理をしていきまして、皆様の安全な暮らしに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(秋谷)歳入でいうと25ページで、歳出でいうと295ページの東口の第1、第2の駐車場の関係なのでございますけれども、例年どおり歳入に至っては1億の先入ってしまして、指定管理で出ている部分とこの金額的なものは大きな差はないだろうと、多少駐車場の使用料が上がっているかな、数字的には。なので、私がちょっとお伺いしたいのは、東口の駐車場が建ってもう10年からなるわけですけれども、例えばこの間維持補修であったり、あるいはナンバーの確認の機械であったり、いろいろな手を加えてきたのですが、今後10年を超えてくるといろいろな部分で修繕とかの計画がないとうまく回っていかないのではないかと思います。そのあたりについて、この決算書の中では見受けられないのですが、どのようにお考えなのでしょうか。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 第1、第2駐車場ともに平成19年第1駐車場、平成21年から第2駐車場ということで、もう10年近くたってきます。外壁等につきましては、まだ修繕等をした経緯はないのですが、管制機器、駐車場、特に立体駐車場、第1駐車場の運営する管制装置が大分更新時期になってしまして、平成28年度から随時売上計算機、車番カメラ管理計算機、それから車番認識カメラ等、そのほか今年度中央監視盤、駐車券発行機、車両感知器、自動精算機等、まだこの

ほかにもいろいろな機器がありまして、今財政と総額で全部を直した場合の計画で年次計画で今行っているところなのですけれども、今の予定では28年から徐々に更新し始めてまして、リース、それで一応予定としては2025年に一応全部新しいものに更新するという計画で今進めているところでございます。

（秋谷）この10年の収支をご担当の方が見ていらっしゃる、見ていらっしゃるのか、それはちょっとわからないけれども、例えばいろいろな設備機器を入れかえたり、あるいは施設の委託になるのかな、丸誠に指定管理になっているんですけど。そのあたりと結局比較をしていくと、収支の状況というのはどのようにござんになっています。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）第1、第2駐車場の売り上げと、今言った第1駐車場、第2駐車場の指定管理、管理費と、あと今言った管制機器、あとはビルの負担金等をあわせて収支を合わせますと毎年大体3,000万ぐらいの黒字で今のところ推移しているという認識はあるのですけれども、ただ特別会計ではありませんので、収入は一般会計に当然入っています。基金のほうも行っていないので、駐車場の経費として積み立てているわけではないので、大規模な修繕等のときはその都度財政と交渉しながらやっていくというのが今の運営状態という形にはなっております。

（秋谷）あとは、この10年の中で、例えば事故であるとか、あと余り言っていないかどうかわからないけれども、人が飛びおりてしまったことがあったり、何件かのそういうことがあったわけだけれども、そういった安全対策上のことというのは心配要らないでしょうか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）特には立体駐車場のほうが7階建てということで、委員さんご指摘のとおり、上から飛びおりたというのが3件ぐらい多分今のところあったと思うのですけれども、当然設計上手すり等の高さは建築基準法に定められているとおりの高さなので、故意に乗り越えて飛びおりたということの経緯はあります。ただ、防犯カメラ等も設置していますので、抑制にはちょっとあれなのですけれども、その経緯等はその都度警察が入って確認は、どういう状況でというのは



とっているのが実際のところですか。乗り越えてというところにつきましてはなかなか対応ですか、事前対応というところが、ある程度手すりの高さは確保されているのですけれども、そこら辺についての特に対応というのはできない状況だとは思うのですけれども、今のところ大がかりな事故も、接触事故等は数件あるのですけれども、大きな事故等は今のところありませんので、このまま同様の維持管理でやっていきたいとは思っています。

以上です。

(秋谷) ありがとうございます。

そうしましたら、次に25ページの放置自転車等の撤去保管手数料のところと、それに対応するのが先ほど橋本委員がおっしゃっていたやつだから、105ページの放置自転車の対策事業のほうか。以前にこの件はやっぱり質問したことがあるのですけれども、今放置されているものを無償で鉄くずという形で多分処分していただいている、なおかつちゃんと自分のものだという人はお金、お金と迷惑料ではないけれども、それをお支払いして引き揚げていくということなのでしょうけれども、29年度どれくらいの台数があったのです。この対象というのですか、その引き揚げたものと、お返ししたものと、処分したものの台数。

(道路課副参事) 29年度につきましては、今売却という形で1台50円で引き取ってもらっております。97台を売却いたしまして、実際に持ち主が引き取りに来たのは2台となっております。

(秋谷) そうすると、この放置自転車の関係でいうと99台の部分についてだけが手を煩わせたというか、撤去するなり処分するなりという手間暇がかかったもので、実際に例えば先ほど答弁の中で朝の6時から10時まででしたっけ、そちらでいう案内業務をやっているようなものだけれども、その時間帯以外というのはどれくらい、被害というのも変だけれども、例えば点字標識の上に置いてしまうだとか、本来置くべきではないところに置いているものの実態というのは把握できているものなのではないでしょうか。

(道路課副参事) 放置自転車については、大分台数が減ってきておりま

して、周知が大分進んできたのかなと思います。駅前の点字ブロックの上の放置自転車につきましては、今年度エルミ鴻巣の管理組合のほうと話をさせてもらいまして、カラーコーンで囲う形で対策をとりました。それによって、一応平日については朝道路課のほうでシルバーのほうに依頼して、案内業務を行っております。昼間については管理組合のほうで案内業務行っております。土日については案内業務ないので、置かれてしまうということだったのですけれども、囲うことによって今のところ置かれていない状況となっております。

（秋谷）おおむね北鴻巣とか吹上駅のほうでは放置自転車のトラブルというのかな、そういったものはそんなに見受けられないだろうとは見ているのですけれども、あとは鴻巣駅の西口がちょっとあれかな、コンビニの前あたりに結構置かれてしまうときとか、あとは先ほど答弁があったドコモとか居酒屋さんのあたりに夕方になるとちらほらと見受けられるのだけれども、今の対応以外にもうないでしょうね。どうしても私は議会の中でどちらかの政党が点字ブロックの上に置いたと、視覚障がいの方がどうこうという話を聞くたびに何とかならぬものかなと思うのですよね、あれ。実際のところ今お話聞くと回収というか、自分でとりに来たのは2台ということは、それ以外の97台というのは盗難車両ですか。

（道路課副参事）それ以外につきましても警察のほうに照会をかけておりますので、盗難ではなくて、単なる放置してとりに来ない車両になりまして、通知も出しているのですけれども、それでも来ない方に、一定期間来ない場合は処分という形をとらせてもらっています。

（秋谷）そうすると、現状の対応でいっぱいいっぱいということで理解していいのでしょうか。何かないですか、武田さん。すばらしいあれが。

（道路課副参事）今エルミのエレベーター前についてもカラーコーンを置くという暫定的な形ですので、今後はちょっと様子を見させてもらって、何かいい対応策がないかというのは検討課題とさせてもらいたいと思います。

（秋谷）47ページで、これは毎年お伺いしているのですけれども、市街地整備課の都市開発資金の貸付金の元金収入、エルミのほうにお貸しし

ているお金なのですけれども、見たところ毎年毎年しっかり返済はしていただいているようなのですが、あと金額的の残額がどれくらいと、あとは償還の終了年をまた教えてください。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 都市開発資金の貸付金の返済でございます。2本ありまして、平成19年度1億8,000万の貸し付けに対しまして、その分の残額が現在1億1,400万円、償還済みの額が6,600万円、23年度に貸し付けしました合計に対しまして、残額が3億5,000万円、償還済みが1億5,000万円となっております。

以上です。

(何事か声あり)

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 終わりですね。償還期間が平成19年のものは償還期間15年で……

(何事か声あり)

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 失礼しました。今回平成40年、もう一本のほうは平成44年です。失礼しました。

(秋谷) 基本的に問題ないのだろうと思うのですけれども、これ万々が一滞るような可能性というものはあるものなのではないでしょうか。まだまだ10年以上先のことですから、そういった可能性的なことをお伺いしてはいけないのだろうけれども、将来的な見通し、基本的にちゃんと返してもらう姿勢なのはわかっているのですけれども、危険性というものはないのかな。不確定な要素。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) この償還につきましては、株式会社エルミ鴻巣の運営状況ということになると思います。見通しというのは現在配当等出ていますので、順調な運営しているということはいえるのですけれども、見通しということになりますと平成44年までの中でどのようになるかというのは把握していませんけれども、このまま償還のほうはしていただけるものと考えております。

以上です。

(秋谷) もともと会社さんが無利子でこれだけ長い期間借りられるものだから、そんなに急いで向こうだって返済する気はないのだろうけれど

も、経営状況がいいときに何とかならないのかなといつも思うのです。ちゃんとそうやって株主に返せているではないですか。配当が出ているではないですか。だから、確かに会社にとっては大変都合のいいお金の借り方だから、そんなのは焦る必要はないよというのもわかります、借りているほうからすれば。利子が絡んでいるんだから。でも、一応このお金は集められたお金なわけだから、何とかご相談に乗っていただくことというのはできないのかな。しょうがないのかしら。

(都市整備部参事兼市街地整備課長) 貸している部署としましては、償還が滞っていないもので、一括返済ということの申し出はしていないのですけれども、株式会社エルミ鴻巣の運営の中の話ですけれども、当然有利子で借りている部分もあります。無利子、そういったところの借入れの中で、通常考えれば余裕があれば有利子のほうから返していくというのが流れになってきますので、無理子のほうはその後という形の考えが適正なのかなという考えを持っております。

以上です。

(秋谷)次が113ページのコミュニティーバスの運営事業なのですけれども、今年度、30年度はデマンドの実証始まって、31年度からは新しいシステムというか、いろいろな部分で手を変えて地域の公共交通を確保していこうという計画の中で、これは歴史をさかのぼればそれこそ川里のころからやっているわけだから相当長いものだけれども、私が常々思っているのが行政がこの地域の方々の足を守ることに對して一体どこら辺までが許されるものなのだろう、要はデマンドについては福祉目的の話なので、これはもうやらざるを得ぬだろうというふうに個人的には思うのです。いろんな体に障がいを抱えたりとか、小さなお子さんおぶったり、先ほど話があったけれども、高齢者の事故が多いから、免許返納とかにも対応しなければならぬ部分、要は高齢者がデマンドを使うという意味ですよ、コミュニティーバスのパスを使うということではなくて。そういったほうは大変市民の皆さんからもご理解が得られていることだろうと、これは思うのだけれども、コミバスについては健康な方が、私も使わせてもらっているから余り偉いことは言えないかもしれないけれど

も、でもそろそろシフトを、きっとデマンドのほうって相当今後も伸びると思うのです。このコミバスの事業もデマンド含めてただただただら流すわけにはいかないだろうと。

だから、ここら辺でしっかりと方向性というものを出したほうがいいのではないかと思うのです。もっと福祉目的に重点的にいくべきなのか。今は何か何でもかんでも市民の利便性、利便性、利便性で何でもいってしまっている。でも、実際にではみんなバスを使ったほうが幸せなのかという、例えば歩いたほうが健康によかったり、自転車を使ったほうがよかったり、そういう部分で甘やかしている部分なんかもあるのではないかと私なんかは思うわけです。そのあたり29年度、武田さんは29年度やっていなかったかな。でも、原口さんはわかっているよね。コミバスの決算を受けて、将来的な現状の動きも踏まえて何かしら方向性というものはお考えになっていないですか。

（道路課副参事）前回の見直し、コミュニティーバスのほうが26年度からの運行で、今年度までの運行期間となっております。こちらについては、見直しで交通空白地域をなくすということで、路線バスも2台ふやして路線もふやしております。ただ、要望により拡大はしたのですが、その拡大した箇所が非常に利用が少ないということで、また31年度からの試運行に向けて利用の少ない区間は廃止をさせていただいて、効率的な運行を行うということで新たに駅を3駅を結ぶ新しい中山道コースというのを新設しております。デマンド交通のほうも、今年度実証運行で来年度から本運行にかかわるということで、次の5年間でデマンド交通の利用、それから見直しを行ったフラワー号のまた利用者状況等を見て、どちらに公共交通、どんな形で組み合わせていくのかというのは今後しっかりと検証して、次の36年度からまた見直しの予定ですので、そちらに向けてまた調査研究をして、よりよい市民の使いやすいそういった公共交通にしていけたらと思っております。

（秋谷）もうここまで手を広げてしまっていると今度手を引くのは大変な話だろうと思うのだけれども、実際昼間の本当利用者は少ないですよ。朝な夕な、あとは天気の悪いとき、そういうときの利用は確かにあ

るのだけれども、でもどう思います。さっき私が例えば通勤圏の部分に、通勤圏って例えば川里のほうから鴻巣駅まで毎日毎日自転車昔はこいでいた人もいたのだろうけれども、実際今、ではそれに戻れというところは大変だろうと。ただ、まちうちであるとか、田間宮あたりもそうだけれども、実際自己努力で全然バスがなくても朝の通勤であるとか通学であるとかというのは対応できる部分ってあるではないですか。例えばここから駅から向こうまで、例えば150円払うのが効率的なのかどうかって当然市民の方もわかっているから、使わない人は使わないですよ、極端な話ね。そういう部分までやっぱりもうやらざるを得ない状況で進んできてしまったわけだけれども、やっぱり考え直すべきところはもうちょっと考えないと、バスだって毎年毎年どんどん、この間もバスがトラブってとまっていたけれども、議会の初日だったかな。バスの費用だっけずっと市持ちだから、バスは。今後ずっとバスがある程度いけば買いかえなければならぬし、もう限度があると思う。どうです、部長。どう思います。

（建設部長）確かに委員さんのおっしゃっているバスの費用等も今後また買いかえが必要になってくる部分もありますので、今回先ほど担当のほうでお話しさせていただいたとおり、デマンドを導入して福祉的なものでカバーして、また見直しで少し縮小させていただいて、利用の少ないところ、また土日とかもちょっと縮小させていただいたり、年末年始、そういったところで縮小させていただいて、デマンドに少しシフトさせていただきながら、先ほどもこれについては地域公共交通会議という大きな市全体の公共交通を見る会議がございますので、そういったところでいろんな意見をいただきながら、ちょっと来年度についてはもう今見直しをしている形で考えて、もうある程度形も固まってきた形になっておりますので、先ほども担当言いましたとおり、そういった委員さんのご意見またいただきながら、今後5年先ぐらいいを見据えながら、どういったところがいいのかというのをまたちょっと長期的な視野で考えさせていただいて、今は見直しを少しさせていただきましたので、また少し改善をさせていただいているところもございますので、そういったところ

をまた検証していきながら、今後またご提言をいただきながら、委員さんとかも皆さんからご提言を、まちづくり常任委員会さんの皆さんでまたいろんなご提言をいただきながら、公共交通の今後のあり方についてはまた検証して、検討していきたいなど考えております。

以上です。

（秋谷）確かに勉強しているときにバス会社のほうはもう朝1人出勤させたなら、もうその人の日当ではないけれども、人件費がかかるものだから、うまくそれを回して、無理のかからないように運行をしていただいているものだから、なかなか削るにも削れない。例えば朝と夕方だけでは、昼間の部分が全く走らなくてもいいといっても経費部分は下がらないというお話は聞いているから、わかっているのだけれども、何とかならぬものかなといつも思うのです。もともと川里の工業団地の方々のために走らせたものがどんどん、どんどん、政治をやっている我々のほうも市民要望という形であれもこれもとどんどん、どんどん受け付けて、皆さん方にご相談しているという悪弊の部分というのは絶対あるとは思っているのだけれども、何とかして少しでもこっちの例えばコミバスの効率性を上げないと、今後ふえてくる需要のデマンドの部分がぐっとふえると思いますでしょう。うまくやってもらわないと困ってしまうのですよ。うまくやってもらわないと。では、ぜひともまた来年度以降よろしくお願いして、その件は終わりです。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時25分）



（開議 午前10時45分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、許可いたします。

（都市整備部長）済みません、貴重なお時間。先ほど私の話の中で、都市計画課3担当と申し上げてしまいましたけれども、大切な用地担当を入れていませんでしたので、都市計画課4担当ということで訂正のほうをお願いいたします。失礼しました。

(委員長) 続きまして、水道課長。

(建設部参事兼水道課長) 貴重なお時間申しわけございません。

先ほど橋本委員さんのほうから東日本大震災の関係でご質問をいただきまして、県内の事業体を55団体というふうにお答えしましたが、正確には56団体だったので、訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

(委員長) ただいまの発言の訂正の申し出についてはご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。それでは、引き続き質疑を求めます。

(秋谷) 291ページで、市道A-1004号線整備事業なのですが、先ほど部長から話があったようにこの7月にあそこの橋の部分というのかな、大幹線排水路のところがきれいになって、もうちょっとすればあそこの拡幅がしっかりできてくるのだけれども、見通しとしてはもう今年度中でいけそうなのでしょうか。

(道路課副参事) 今年度残る大幹線の橋の部分は完成いたしましたので、残る部分の拡幅工事を今年度実施して、完成の見込みとなっております。

(秋谷) そうすると、鴻巣分でいうと荒川の橋の上からずっと来て、A-1004号線をさあっと抜けて行って、ドンキの横を抜けて、それで川里域に入って、茜通りでどんつきまで行くわけだけれども、さっき部長から話があったけれども、茜通りから先の部分、工業団地通線までか、そのあたりがさっき計画云々という話が多分部長からあったような気がしたのだけれども、どれくらい対象の当たる件数というのかな、そういうのって把握していたらお答えいただきたいのだけれども、あとは今後計画というのはあれだけれども、今後の見通しがお話いただけたらと思うのですが。

(道路課副参事) ただいまのご質問の、事業的には茜通り延伸整備事業、こちらの事業となります。ご質問内容の件数につきましては、対象地権者約50件程度を見込んでおります。調べた結果なのなのですが。それで、今後の予定につきましてでございますが、昨年度線形について原案を作成させていただきました。今後につきましては、そちらの原案のと



ころで建物等が当たってしまう方がやはりどうしても何件か生じている状況です。現在のところ、そちらの方への聞き取り、意向のほうを進めている最中でございます。やはり事業的には、部長のほうからも話があったように、約1キロ程度の状況ですので、今後ちょっと実際の話としまして何年間で云々という話については、今後のちょっと事業の地権者の当たり方、感触をもって判断していきたいなというふうに思っております。

以上です。

（秋谷）そうすると、今後のまだまだ先を見てということで理解してよろしいですね。わかりました。

301ページの、先ほど橋本委員からの公園整備奉仕活動団体の助成事業ということでご質問がありましたけれども、前の予算でも決算でもいつもお話ししているかなと思うのですが、公園を自治会等をお願いしている団体から何か意見が上がっていないでしょうか。というのは、大変都合のいい話なのかもしれないけれども、子育てしている方々にとってはありがたい、でももう子育ての終わってしまった方々は利用しないから、草取り大変だから勘弁してくれ、高齢者に至っては真夏の暑い時期にはとてもではないから行けない、でも行けないとご近所づき合いもあるから、何か金銭的に例えばお茶菓子を出すとか、何かしら気まづくなるのが困るからというような話があったりして、自治会の中でももうもてあましてしまっているところもあるのではないかと思います。うちの自治会でもいろんな意見があります、この公園整備に。除草とかをやるについては。そのあたりがもしお耳に入っていればお話が聞けたらと思います。あるいは、今後そういったところがもし出てきたとき、もう市のほうにやっってくださいという話が来たときには、受けてもらえるものなのではないでしょうか。

（都市計画課長）今のこと、奉仕活動についてお話をいたします。

こちらのほうについては、奉仕活動に対しての報償金という形では、奨励金という形では微々たる、本当のお茶菓子程度ですので、それを労務費を賄うだけのものは出てございません。先ほど委員さんのほうのお話

の中で、もうきついからということというのは、最近しばしば伺ってきております。これは、一つの例を挙げますと、昭和30年とか40年ぐらいにできた団地が市内に幾つかあります。その団地の中に公園が幾つかある中で、ちょっと厳しいと、もう先ほど言われましたとおり、もう子育て終わって高齢者がだんだん多いということで、そういうので返上したところも確かにございます。先ほど委員さんのお話の幾らか出られない方がお金を支払ってというのも耳には最近は来ております。前も議員さんから同じようなご質問も受けたこともあろうかなと思うのですが、当然のことながら遊具があつたり、遊ぶ施設としては当然公園としての役割はあるかと思いますが、一方最近当然のことながら水害であるとか、あとはいわゆる地震とか、そういうときの家庭内でここに一回集まりましょうというのについては、やはり皆さん昔からお子さんからずっと大人になっている方がいらっしゃるもので、公園というのはかなり認識は高いものと承知しておりますので、そのところを皆さんに説いていきながら、引き続き公園の奉仕活動、当然のことながら暑いとか、体を害してまではこちらのほうもそこまでは、そこは市のほうでフォローしながら、少なからずきずなもございますので、根気強くお話をさせていただくしかないのかなというふうには思っております。

(秋谷) それで、このたび私が考えたのが、この役所の本庁舎の下で、下をはう、何という草でしたっけ。あれを植えていくと雑草が生えないというではないですか。名前がちょっとわからないのだけれども。例えばうちの自治会の公園とかだと草が本当腰丈ぐらいまで伸びてしまうのです。だから、ああいったものを植えることによって草取りに対する労力を省けるのではないかなと個人的には思うのです。何かしらそういったことをやって、公園の重要さは自分もわかっているつもりなので、何とか奉仕団体の方々の労力を少しでも低減させるような方策ってないのでしょうか。

(都市計画課長) 先ほど委員さんのお話のあった、いわゆる地被類ではないですけれども、それはヒメイワダレソウというもので、庁舎の周りにも植えてあります。最初植えたころは本当にちっちゃいところで、か

なり枯れてしまったのかなと思ったのですけれども、いわゆる季節がそういうふうになれば実際はあのような繁茂というか、している状況で、当然イワダレソウという、ソウなので、雑草ではないのですけれども、花もついてきれいなものかなと思います。実際効果は確かにあると思いますし、前の第二庁舎、旧庁舎のほうで第二庁舎の前にもやはり東裏第1公園というのがあるのですけれども、このときにまだ三、四年前に植えた経緯はございます。あとは田んぼとか、そういうところでも実績があるので、許されるのであれば少しずつそういうのも検討することも当然していかななくてはならないかと思います。実証こちらのほう、効果はあるかなとは思っています。冬場になるとちょっと枯れるので、冬場になるとちょっと見苦しいところもあるかもしれないのですけれども、冬場はそんなに草も生えるわけではありませんので、夏でまた季節がよくなれば生えてくるのかなと。

ただ、1つ懸念ではないのですけれども、それを今度違うものにするというときに、かなり多分根が張って、多分下にあると思うので、そういうのを今度例えばそれを花壇にしようとか、何か違うものにしようとしたときには、ちょっとそれなりにいわゆる耕し方とか、そういうものは必要になってくるかと思いますが、それは本当の労力なので、それは地域の方、奉仕活動されている方と相談しながら、こういう形でできますけれどもという形で、要はそれをしたことによってやりづらくなるということがあるか、ないかはその方の考え方もあると思いますので、そういうのを確認しながら、場合によってはそういうのも取り入れていければと思います。

（秋谷）何といたっても労力なのです。特に夏場は。夏場にかけて自分もさんざん草むしりはやりましたけれども、本当倒れそうになってしまう気持ちはよくわかる。ただ、あの労力さえこの夏場のそれをうまくしのいであげられれば、やっぱり公園のありがたみわかっている人はわかっていますから、うまいこと維持管理し続けてもらえるのだろうなどおもるので、何とかそれを今年度以降自治会の方々に接する機会を見て、いい点、悪い点、いろいろご説明なりなんなんりというのもしてもらって、

何か対応してもらえたらいいと思うのですけれども、これやっていただけますでしょうか。将来的ではなくて近々で。

（都市計画課長）一応そういうお話をさせていただいて、ご同意が得られればという形では考えたいと思います。お話を差し上げるということですよ、それはしたいと思います。

（秋谷）ちょっと済みません。附箋を張っていないところだな、高齢の市営団地の関係でちょっと質問したいのですけれども、何ページだったかな、市営住宅は。さっきの質問があったんだよね。建築課。

（313の声あり）

（秋谷）313でしたか。ごめんなさい。どこかで説明聞いたと思うのですけれども、全体の戸数というのは、要は市が認識している総戸数と実際に貸し出せる戸数と、貸し出している戸数と、あとはあき、入居できるけれども入っていないというのが数字としてちょっとお示ししていただきたいのだけれども。

（建築課長）市営住宅の管理戸数につきましては、現在8団地で352で、そのうち入居しているものは平成29年度の末、30年3月31日の時点で290戸になっております。貸し出せる数については、現在の原馬室第2団地と下谷団地が入居停止になっておりますので、入居可能数としては319戸（P51「250戸」に発言訂正）。空き住戸数はやはり29年度の末の時点なのですが、29戸が空き戸数になっております、計算上。

（秋谷）全体が352で、賃貸の可能が19だから、入居停止になっているのが33ですか、あるのですけれども、毎回やっぱりお話ししているのだけれども、そろそろ市営住宅自体うまく、大塚さんのときにも多分言ったかな。だから、大塚さんが答えてもらってもいいのですけれども、市営住宅自体をうまく整理できないものかなと思うのですよね。なかなか厳しいところがあるのもわかっていますけれども、352のうちの33というと1割近くもう、要は使用にたえない状況なわけですよ、現状は。それで、29戸あいているのに入っていないということは、市民ニーズというか、利用者ニーズに合っていないから、入居者があられないわけですよ。そう考えると、トータルで2割近くがもう死んでしまっているの

です。そう考えると、市営住宅、埼玉県内では鴻巣は大変多いほうだという説明を前にいただいたことがあるけれども、もうちょっと現代のニーズに合わせて、なおかつうまく整理をしてやるべきなのではないかとずっと前から言っているような気がします。もし副部長のほうからお答えをいただけたら、その点についてお答えを。

（都市整備部副部長）昨年度もたしか委員のほうからご質問をいただきまして、お答えしたところでございますが、国のほうとすると住生活基本法という形の中で、都道府県レベルに公営住宅だとかいう形の全体の戸数を求めているところの計画を立てなさいという形で国のほうは指導している。埼玉県におきましても、それを受けて県内の公営住宅も含めた住戸数のあり方等を計画の中に盛り込んでいるところですよ。では、市町村の市営住宅なり公営住宅は、それも必須的な形で要求が来るのかという形を私尋ねたところ、市町村のところまでは一応今の段階では求めない、すなわち鴻巣市において市営住宅が今の三百何戸を維持しているかなくてはならないかというのは別問題ですよという中で、民間のほうの開発のほうも含めた形のアパート等もふえているという形において、市営住宅そのものを建てかえだとかする必要があるのか、あるいは民間も活用した中の民間のほうも空き家が出ているような状況も含めた形の中では、民間活用という方法もあるだろうという形も考えられますという形で、これちょっと話したかどうかわからないですけども、うちのほうとしては近隣のほう、ちょうどたまたま昨年だったかな、人口的なものも同じ規模、それと公営住宅を管理している規模は古河市のほうたしか似たような状況だったので、古河市のほうにもお邪魔してちょっと話を聞いたところ、やはりうちと同じような古い住宅については建てかえ等を行わない中で、用途廃止をかけた実績もありますよという形の中で説明会等も行ったわけで、入居している方々のご理解をもとになくした団地もありますよ。

あるいは羽生市なんかも古いところの団地についてはなくしたというような形もありますので、本当に公営住宅だけではなくて民間のアパート等も含めた形の検討もしなくてはならないと思いますので、その辺をち

よっと検討していく中で、本当に今もう分岐点になっていると思うのです。公営住宅の戸数の確保だとかあり方という形。先ほど課長が言ったように原馬室第2だとか下谷住宅については昭和40年ごろできている物件ですので、そのころの情勢は本当に住宅に困っていたという形があるかと思うのですけれども、民間のほうも大分できている中で果たして公営住宅として存続して税金を投入した上で本当にそこまでやらなくてはいけないものなのか、それも含めた形の中の本当に抜本的な今分岐点に立っていると思いますので、もう少しお時間のほうをいただきながら、もうちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

（秋谷）去年、おとしだったですか、委員会のほうでも視察でアパートを利用しているところとかたしか視察をしましたけれども、おっしゃるとおりうまく活用しているところもあるので、私が言う整理というのは、さっき言った利用ニーズに合う、合わない、使えないものの整理というものもちろんあるのだけれども、仮に下谷全体がもしどちらかに丸々うまくあいているところとか、民間とかに移転ができれば、あの敷地ごと全部うまく処分できないものかなと、そういう整理をいうのです、私のいう整理って。例えば宮前とかは耐震とか見てもらっているから、今さらちょっと今はやりづらいただろうけれども、仮に例えば宮前の団地の周辺のアパートを借りていただいて、コミュニティーがやっぱりあるだろうから、余り遠くに移ってもらうわけいけないので、例えばそういったところの宮前の建物の維持管理を処分して、さらにあそこはいい住宅地だから、必ず売れるので、うまくそういった整理、そういう整理というものをすごく切望しているのです。ぜひとも頑張ってくださいなのですが。

（都市整備部副部長）今秋谷委員おっしゃるとおりで、市街化区域の中にある公営住宅については、比較的転売だとか、いい物件が非常にできるかと思いますが、今言った下谷の市営住宅、調整区域でございます。そこを転売した上で、土地利用が民間のほうでなかなか思うところまでの計画は多分できないような物件、土地になると思いますので、その辺

も含めた形の中で今私が言った将来どういうふうにしようかという形で売り地も含めた形の中でどうしてもやはり必要戸数とかと、そういう形が一回出さざるを得ないのかなというところがございますので、その辺も含めた形の中でもう売れる土地については処分していくという形も一つの答えなのかなと思いますので、先ほども繰り返しのようになりますが、検討はさせていただきたいと思います。

（秋谷）あとは、上尾道路の関係の、期成同盟会の予算は微々たるものなのですけれども、29年度までの計画的なもので、おおむね私が質問させていただいているので、想定どおりにはいっているのだろうと思うのですけれども、まず29年度の部分の振り返りと、例えば今後の展望的なものでもしお話をいただければぜひお願いしたいのですが。

（都市整備部副部長）済みません。では、上尾道路の質問にお答えをさせていただきます。

上尾道路につきましては、当然国の事業になりますので、国がどれくらい予算を確保していただけるか、大宮国道の対象事業区間の予算の金額のつけ方というのが非常に重要だと思っております。平成29年度につきましては、主に用地費相当として12.7億円、この数字は総額になりますが、その予算を確保していただきました。これが今年度は20億円ということになっていきますけれども、国の予算がふえていくということは、当然国交省といたしましても事業進捗のめどが立っているからこそ予算がふえてきていると認識をしております。この中には当然のことながら用地買収を鴻巣市区間から先に始めておりますので、鴻巣市区間における用地買収が国の計画に沿ってほぼ想定どおりに進んでいるという事実がある中で、こういった予算の増加というのが裏づけられていると考えております。

市といたしましては、今までこれまでやってきたものと同様に、国の事業をしっかりと支援していくという中で、主に地元の、特に地権者の対応ですとか、あとは用地買収に当たっての協力ということをしっかりしていきたいと思っておりますし、あわせまして昨今の国の予算づけの中では地元の声をきちんと中央に届けることというのが非常に重要になってお

ります。こういったことから、現在は期成同盟会の会長、幹事市として鴻巣市が抱えておりますので、鴻巣市が中心となりまして関連市と一緒に、また議員の方々でつくっていただいています議連のほうと一緒に地方の声を中央に届けていくという要望活動をしっかりしてまいりたいと考えております。

以上になります。

（秋谷）では最後に、せっかく来ていただいている吹上支所長と川里支所長にぜひ、いや、なかなか私も鴻巣の人間で、吹上の議員さんも川里の議員さんもいらっしゃるから、地域のお声は上がっているかと思うのですけれども、住民の方々からのいろいろなご要望というのは当然支所にも上がるではないですか。そういった点で、支所として何とかこちらの本庁のほうにこれはお願いしたいというような建設、あるいは都市整備関係で何か事業というものは何か足りていないものとか、そういったものないですか。

（吹上支所長）ただいまの秋谷委員さんのご質問の関係なのですけれども、私ども支所の業務といたしまして、本庁との連絡調整に関することというのがあります。当然私どもであれば地域グループを中心に対応させてもらっておりますけれども、このまちづくり常任委員会に関することになりますと、例えば一番多いのが特に町内会長さんや多くの地域住民の方からお話が出てきますのが、当然道路の舗装修繕に関すること、カーブミラーの設置や修繕に関すること、さらには都市計画課の所管に関することになりますと、公園の貸し出し業務ですとか、今私どもの市街地中心を走っております元荒川の維持管理に関すること、桜の剪定ですとか除草等を含めてなのですけれども、こういったことに対する多くの意見が出されてきます。先ほどお話をさせてもらいましたように、連絡調整に関することを中心でやらせてもらっておりますので、そちらに関しまして私どもと、また担当課のほうが迅速に対応できるように対処させてもらっているのですけれども、やはりなかなか現場のほうに対しましての確認業務というのが一部ちょっと厳しいこともあるのですけれども、やはり迅速の対応を求められていることに関しましては、支所



と、また担当課のほうが見解のほうをきちんと調整させてもらって対応していくということが大事になってくるのかなと思っております。やはりそういった窓口一つ一つを丁寧に、また町内会長さんや先ほどお話しさせてもらった地域住民は多くの要望を出されてきておりますので、そういったことを丁寧に対応していくのが必要になってくるのかなと。ですから、やはりお互いの連携を持って一体的に対応していければと思っております。

以上でございます。

（川里支所長）川里地域につきましては、やはり支所の対応につきましては吹上支所長が先ほど申されましたとおりなのですが、川里地域の特性といたしまして、この夏場特に結構クレームが多かったのですけれども、道路や側溝の草が大分伸びていて、交通安全上支障があるという、結構問い合わせがありました。こちらの支所のほうでは、その現場をすぐに確認いたしまして、それが県道なのか、あるいは市道なのか、どこが管理しているものなのかということで、水利組合の管理というものもありますので、どこの所管かということを確認いたしまして、所管の部署にしっかりつなぐということをしております。そういった地元の方、農家の方もいらっしゃるのですが、農家の方がボランティアで交通安全上危険だからということで、自分で草刈り機で処理していただける場合もありますけれども、中にはちょっと延長が長くて、できないという部分についてはしっかりとそういった北本県土事務所ですとか、そういったところにしっかりとつないでいくというのはこちらの仕事としてしっかりとやっていきたいと思っております。

また、川里につきましては、道路が大変広くて、整備されている道路多いのですけれども、両側の側溝がほとんど重いふたが入っておる関係から、例えば側溝に詰まりですか、土が入って詰まってしまったりとか、ごみが詰まってしまったりとした場合に、ふたが重いものですから、地元の人で管理できないというか、ごみは取り去れない状況なのです。先ほども決算のご質問の中で年間40件ぐらい委託料の中で対応しているというようなお話ありましたけれども、そういった委託を今後必要な箇所、

ごみが詰まって水が流れにくいとか、あるいは悪臭が出ていると、そういった問題につきましてもしっかりと所管部署のほうにもつないでいきたいというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）そうすると、平成29年度中に限って言えば、おおむねしっかり対応していただいて、市民の方々のご要望にはできるだけお応えできているという理解でいいのでしょうか。例えば川里の中央公園、さっきの草の話もそうですけれども、草でいったらみずほ斎場に行く通りだから、県道なのだけれども、確かにひどいわ、あれは。あとは、いろいろな問題ってある、問題というのはないのだけれども、やらなければならないことってあると思うのです。吹上だってもちろんあるのだろうけれども、おおむね市民の方々のご理解は得られているという理解でいいですか。

（吹上支所長）吹上支所につきましては、おおむねそういったものの要望にお応えしていただいていると考えております。

以上です

（川里支所長）川里地域につきましても、やはり支所がある関係から、やはりその辺の支所に住民の方が連絡をいただけるだけで支所の職員がその現場にすぐ確認に行って連絡できるということは、その体制については迅速な対応がとれているので、その辺問題ないのかなと。ほかの支所がない地域よりもむしろ迅速に対応できているのではないかと考えております。

以上です。

（阿部）では、残り物で幾つか質問させてもらいます。漠然と見て、私の感じたことなのだけれども、要するに鴻巣市役所全体の管理する部分、とりわけ今回は建設部と都市整備部の2部でもって管理する施設に自動販売機がやたらと置いてあって、そしてその自動販売機の設置における収入が計上されている部分がある。この自動販売機の設置については、鴻巣市全体だと何件も何社も入っているのだろうけれども、この2部については何社ぐらいが自動販売機を設置しているのかな。これか。暫時休憩。

(都市計画課長) 公園と自由通路に自動販売機を設置しておりますが、大半が社会福祉協議会さんが設置しているものがほとんどでございます。かといってほかの一般のメーカーさんがつけていないというわけではありません。ちなみに、コカコーラさんであるとか、ジャパナビバレッジさんとか、ですので……

(何事か声あり)

(都市計画課長) そうですね。多分五、六社かと思う。あと、市販組合さんも入っている場合もあります。あとはコカコーラとかイーストジャパンとか、そんなところですよ。ただ、本来からすると住民サービスなのですけれども、かといって乱立はできないということもありますので、これ以上ふえることはないかなと思います。ただし、災害時に自動に出てくるというもの、これについても幾つか北鴻巣の東口とか置いてありますので、そういうものはある程度は容認していこうかなと思うのですけれども、それ以外のものは今のところふやすことはないです。特に自由通路の場合には転倒するという危険性がありますので、今はそういう申し出があった場合には自由通路にはちょっとご遠慮は1台していただいております。

以上です。

(建設部副部長) 建設部のほうについては、道路課、それから上下水道、自販機については一台も設置してございません。

(阿部) その設置については、これは入札か何かでもって設置することになるのかな。要するにここは恐らく売り上げが少ないだろう、あるいはここなら売れるだろうというような場所も当然あるかと思う。その場合、個別に入札をして設置するような形になっているのかどうなのかお伺いしたい。

(都市計画課長) 大半が過去につくられたものなのですけれども、実際入札で設置しているものはないです。社会福祉協議会さんとかが設置をしたいという、そういう申し出というか、業者さん、要するにそういう申し出があったときに設置をしていますので、そういう入札とかではございません。

(都市整備部副部長) 自販機につきましては、庁内に自販機設置検討委員会が設けられていまして、むしろ例えばフラワースタジアムのところに物が結構売れ筋がよくて、なくなってしまったりするので、うちのほうでは置かせてもらえませんかという業者側からの設置したい旨が結構多いのです。ではどうだろうという形で庁内の検討をして、ここだったら1台ならいいでしょうとかという形でいくので、余り市から設置したいので、入札かけてという形は今のところない状況です。

以上です。

(阿部) では、そうするとそうやって売れ行きがいい場所に設置している業者は、これは当然利益上がる。しかしながら、1カ月に何本も売れないようなところも当然あるわけだ。私が聞きたいのは、売り上げがいいところからはやはりそれなりに料金を高くいただくという方法もあるのではないかなど。要するに電気代があるわけだよ。電気代は市の負担でやっているわけだよ。だとすれば、あの自動販売機って結構電気食うのだよ、かなり。だとすれば、それに見合っただけ、電気代、そして売り上げのいいところという、売り上げの少ないところをペイできるような料金体制でいただかないと、これはやっぱり不公平かなというふうに考えるわけで、ぜひそういう方向で考えていただければありがたいのかなというふうに思うのだけれども、何かご意見いただければ。

(都市計画課長) 実際売り上げ上がればというわけではなくて、それ相応の電気代と、それからそれに伴う使用料というのはいただいておりますが、あと済みません、ちょっと細かい資料があれなのですけれども、本数によって幾らかは、本当に少ない額ですけれども、例えば何本以上売れた場合についてはという、そういう規定はございますので、それに基づいて多少なりともいただくことはしております。(P69「1年間の自動販売機の売り上げ本数1台当たり5,000円未満の場合には免除で、1台当たり5,000本以上1万本未満の場合には50%の減額が使用料に当たります」発言訂正)

(阿部) 不公平にならないように、そしていいところへ置いたもの勝ちがそれこそいい思いをするというのではなくて、みんなでやっぱり公平

に自動販売機を置いてもらう立場の場合もあるわけだから、売れない場所であってもここには当然必要だろうと思うような場所もあるわけだから、それをペイできるような方策を考えていただきたいなというふうに思います。

次、先ほど来から聞いていると、公園あるいはその他除草作業にかかる費用というのは莫大なわけだよね。そんな中で、先ほど秋谷委員のほうから出てきた公園の管理なんかでも、結局もう高齢化してしまって、夏場暑い盛りに勤労奉仕みたいな感じでもって公園の除草作業をされるのだろうと思うけれども、公園の除草作業は聞くけれども、いわゆる除草剤を使用するという話は余り聞かないのだ。何で除草剤は使わないのか、その辺についてもちょっとお聞かせいただければありがたい。

（都市計画課長）除草剤というのは、当然公園の奉仕活動であるとか、各団体さんとか、そういうところからお話はあるのは実際ございます。しかしながら、公園自体はご老人の方も当然いらっしゃると思うのですけれども、大半の利用が乳幼児の方が多いかと思います。要は余り認識がない世代の方が多い中では場合によってちょっと口に入れたりとか、あとは当然のことながら散布しながら要は人体に入ってきてしまうという可能性もございまして、奉仕活動等、あと過去には鴻巣市でも実際除草剤をまいたという声も確かに過去にはございましたが、今時点では除草剤の散布についてはご遠慮していただいております。

（阿部）公園ではなくて、今度は市が保有する施設の余り人が出入りしない部分でもって草が繁茂するところってあるよね。その除草作業も委託しているわけだけれども、そういったところには当然使って使えないことはないのだろうと思うのだけれども、乳幼児が出たり入ったりするわけではないのだから。そういうことは今後考えるとかということはないのかな。

（都市計画課長）公園といいましても、実際まだ供用開始をしていない用地を購入して、それを管理するのも当然公園のほうで管理をする。要は何もまだ造成もしていなかったりというのはございます。今除草、特に川里中央公園の場合については、今までは除草って機械で刈っていた

のですけれど、今はトラクターで耕運をして、いわゆる安く上がるような、そういう努力はしてございます。また、川里中央公園で農研センターのちょっと反対側あたりなのですけれども、ちょっとシルバーさんのところの駐車場になっていたりするあたりなんかは、ここも指定管理の管理になっていきますけれども、一部あそこの砂利除草ということで、砂利ですと飛散とかとありますので、そのところは若干除草剤を使っております。

（阿部）除草剤にかわる防草シートってあるよね。防草シートもやはり有効なのかなと思うのだけれども、ここで1つ考えられるのは防草シートだってばかにならないから、あれだってえらい広さ張ったら大変お金かかる。今回上谷総合公園運動場のサッカー場の人工芝を張りかえるという話が今ある。見た目は、人工芝だから、そんなに傷んだようには見えないと言っていたよね。ただ、けが人が多く出るようになってきた。でも、その程度のものだったらサッカーだからけが人が出るのもあって、公園にいわゆるサッカー場の人工芝を今度は張りめぐらすという手も当然あるのかなという気がするのだけれども。というのは、あの人工芝を今度は撤去して処分するのにえらい金かかるわけだ。だから、そうになったら廃物利用で、そういったことも考えていったほうがいいのではないかなというふうに思うのだけれども、その辺どうなのだろう。

（都市計画課長）委員さんのお話、人工芝の再利用というか、剥がしたものだ、そういうお話を伺いまして、当然そういうことも想定はしておりました。今聞くのは大体ロール状のもので、そのまま転がすような形でして、縫いつけるような形になると思います。今張ってあるもの自体も似たような形で張ってあるかなと思うのですけれども、まだ実際工事に着手はしてはいないので、どうなる、うまく剥がせるかどうかというちょっと問題があるのと、あとはそれ自体に現在ゴムチップとか、そういうものが入っているので、それをいかにどうやって運んで、どういうふうな形でそれを敷きならすかという、そういう問題も出てくるかなという、施工性の問題は出てくるかなと思います。1つ今、これちょっと実現するかどうか当然これから業者さん等のお話になるかもしれな

いのですけれども、仮に一部でももしか使えれば、例えば公園の遊具の周りだけ、周りのちょっと滑り台とかある複合遊具とか上谷総合公園等もありますので、そういうところに少し張ったものの人工芝を少し再利用できないかなという考えはございます。

（阿部）それはすばらしい考えで、ぜひできるものであればそういう方向でやってもらえればありがたいなというふうに思います。何といても除草作業というのは私も体じゅうが痛くてしょうがないのだ、今。2日前にやったのだ。きょうが痛くてどうしようもないのだ。だから、どれだけ除草作業って、民間の人たちがたしか草刈り機ではあばあ、ばあばあやるのではなくて、みんなこれ手でもって除草しているのだろうと思うのだ。あれ容易でないのだ。だから、その辺のこと、やっぱり労力の軽減、こういったこともしっかり考える時期にもう来ているのではないかなというふうに思うから申し上げたまで。

（都市計画課長）全部というわけにちょっといかないと思うのですけれども、少しでも有効活用できるものはしていきたいと思います、いずれにしても。全部はちょっと無理かもしれませんが。

（阿部）わかりました。

では、281ページ、一番下のほうの補償、補填及び賠償金の道路災害賠償金、これについては道路災害の賠償金というのはたしか保険に入っているわけで、保険で充当されるのではないのかなというふうに思っていたのだけれども、これは何についての賠償金なのだろう。車が事故に遭ったとかなんとかといういろいろ専決処分でもって発表があるよね。あれとは別だろうから。

（道路課長）こちらについては道路保険になります。災害保険です。

（阿部）では、保険料って書かなくてはだめなのではないの。

（災害賠償保険ですよねの声あり）

（阿部）保険加入金とか。賠償金というから、何かに払ったのだろうということになるわけだよ。

（道路課長）失礼しました。平成29年度の示談した5件分の賠償金になります。済みません、失礼しました。

(阿部) そうか。その件ね。では、いいや。

303ページ、鴻巣都市公園13公園管理運営事業、これについてはたしか今管理している、これはJVではなくて3社ぐらいでやっているのだろうと思うのだけれども、当初は2社だったよね。1社加わっているのだけれども、その後都市公園の数は13公園で固定しているのだけれども、支払いの金額が当初七千六、七百万だったのだよ。それがだんだん、8,228万ということでふえてきているのだけれども、500万ぐらいふえてきたのだけれども、これは今のアベノミクスでもって賃金を上げろということで上がった金額に比べると結構大きな金額上がっているのかなというふうに思うのだけれども、何ゆえその金額が8,200万にまでなってきたのか、いつごろから。推移をちょっと教えてくれればありがたい。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時38分)



(開議 午前11時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) 指定管理といいましても、実際当初の平成20年から、例を挙げますと上谷総合公園とかも暫定的な開放から完成形まで持ってきておりますので、その面積の推移に応じて指定管理の見直しをしているということになっております。

以上です。

(阿部) わかりました。

では、もうお昼になってしまうな。そろそろ切り上げなくてはな。

(委員長) 大丈夫です。

(阿部) ムクドリについては、ではムクドリやってみるか。ムクドリは橋本委員にお任せしようかなと思っているのだけれども、だけれども肝心なことを聞いておかないとまずいなと思って、ではムクドリについてはことし何回か駅前でもってタカの放鳥、タカの威嚇をさせることによってムクドリを追っ払うことできたというふうに、私も1回見に行った。



そのときはちょっと失敗だった。だけれども、2回目のときは大成功をおさめたみたいで、一旦いなくなった。ところが、最近やったやつは余り効果がなかったというふうに聞いている。何か爆竹みたいなもので追っ払ったら、今度は一応の効果があったという話は聞いたのだけれども、それで合っているかな。私の今の発言。

(都市計画課長) 今委員さんのおっしゃるとおりで、平成29年度においては1日目はちょっとだめでした。失敗しまして、2日目に成功して、それ以降は集団で来ることはなくて、上空を飛んだりしているのはありましたが、飛来はありませんでした。2回、3回ぐらいは。それ以後はいませんでした。今年度、平成30年におきましても、同じタカ、タカも同じタカで、業者も当然同じ業者さんなのですからけれども、一応試みを7回今までしました。7月から7回しているのですけれども、いずれもちょっと失敗というか、結局はそのまま飛来されてしまいました。その後アルソックさんとか、いわゆる音で威嚇するような、機械も1週間ほどちょっと効果あるということを試したのですけれども、全然効果がなくて、その後今爆竹という言い方がちょっと、ではなくて、スターターというピストル、陸上競技用で使うスターターというピストルを使って火薬でパチンパチンということをしてみました。これに依じて、最初の1日目、2日目ぐらいはいろいろ周りいたのです。いて、していたのですけれども、今現在はもういません。ですので、今回はいわゆるピストルというか、スターターの音と、それでいなくなったものと思っております、現状。ですから、合っています。

(何事か声あり)

(都市計画課長) 今言われたことは合っています。

(阿部) 今後もスターターでもって追い払うということを継続しようと考えているのかな。

(都市計画課長) 今のところはこれが今の考える中では最善の策かなと。平成28年には拍子木という、カチンカチンという、これはケヤキにおいては当然のことながら直接当たるものですから、やっぱりすぐ効果がたきめんにありました。かといってそれが電柱のほうとか違うほうに行っ

たら、そこまでは効果がないので、やはりタカが最終だと自分では思っていて、昨年うまくいったので、ことしもと思いましたがけれども、ちょっと効果があらわれない中、音とそういうものはやっぱりあるのかなというふうに思っていますので、来年は最初からスターターないし、タカもちょっと、要はビルとかですとかなり共鳴してしまうので、かなり音が大きくはじいてしまうので、それが北鴻巣とか、そういうところのマンションとかで囲われるところでやるというのはちょっといかがかなと思うので、ある程度併用しながらとは思っています。

（阿部）要するにムクドリはあそこの鴻巣駅の前のケヤキで野営するわけだ。さりとてあの木の中に巣があるわけではないのだよな。どこかで巣つくって卵産んでいるわけだ。その巣をつくって卵を産んでいるところを突きとめなくてはだめなのではないの。それで、やはりその卵をはやけなくする。今森林公園でカワウの被害が続発していて、あのウの巣の中にドライアイス入れてふ化しないようにしているのだ。だから、恐らくムクドリなんていうのはあれだけ集団で生活しているのだから、どこかにその卵を産むような場所があるはずなのだよ。それを市街地整備課長は突きとめなければだめ。

（委員長）都市計画課長ですね。

（阿部）都市計画課長は。突きとめなければだめなのだ。それで、個体をまず減らすということなのだ。何ととってもドライアイスが有効なのだ。恐らく1カ所に案外ムクドリマンションではないけれども、いっぱいあるのだらうと思うのだ、巣が。だとすれば、その巣に1個1個ドライアイス入れて、これは野生生物保護団体から苦情が来るか来ないかわからないけれども、実際にもうウはやっているから。滑川のほうのあれは。それひとつ考えることもしてほしいな。調査隊か何かつくって。

（都市計画課長）ちょっと答えになっているかどうかあれなのですけれども、実際ムクドリ自体は5月から大体10月、11月ぐらいまでいわゆる渡り鳥としてくるので、恐らく繁殖しているのは鴻巣市ではなくてもっと南であるとか、ほかの地域ではないかなとは思われますので、そこまで範囲を広げてというのは、ちょっとそこまでは。あとは、実際ムクド

りは過去には今こういう形が言われていますけれども、益鳥として実際は、昼間なんかはいわゆる畑とか田んぼに行って害虫を食べている、我々が除草とか草刈りをしているとそれをどこかで見ているかのように飛来して、虫を食べていると。自分もいろんなことを勉強しているわけではありませんけれども、ほかの本とか見ますといわゆるムクドリが1日で食べる害虫の数というのは、たしか記憶違いかもしれませんが、万単位というふうになんかちょっとと言われて、ちょっと記憶違いかどうか、数千か、ですからかなりの量の害虫を食べているので、それがムクドリがいなくなるといわゆる自然界がちょっとおかしくなるというような、書いているのもちょっと見受けられました。なので、先ほどの荒療治で個体数を減らすということになると、今いろいろ希少植物だとか希少生物だとかいろいろ騒がれている中で、自然破壊だとか、そういうのも当然出てきている中では、逆に今度は農作物にすごく悪影響だとか、そういうものも当然出てきたり、そういうこともある中ではいわゆる共生ではないですけれども、ということもある程度必要ではないかと思うのです。ただ、渡り鳥なので、多分はやけているのは多分もっと南のほうではないかなと自分は思うのですけれども、そこを委員さんのほうが、そういう情報があれば教えていただきたいのですけれども。

(阿部) そこへ来た。俺は答弁者側ではないのだよ。これでは反問権ではないか。いずれにしても、要するに夜ムクドリが集団で来るのが困るのであって、それを避けるためにはいろいろ鴻巣市内公園が幾つもある、特定な公園を1つつくって、ムクドリの野営する場所、これはある程度一定の明かりがないとだめなのだよ、やつら。だから、明るいところ、駅なんかは明るい。ドンキホーテのところも明るいのだ。桶川駅の西口、あそこらにもかなりこっちのが行っているのは、俺は確認しているのだ。この間見たやつがもう行っているのだから。名札がついていないだけで、間違いはない。あれはここにいたやつだというのはわかるのだ。だけれども、そういう一定の明るさの場所をあえてつくることが私はこれからはやっぱり有効な手段ではないかなと思うのだ。でないとやくざ者の事務所ではないのだよ。この場所でまずいからと追っ払えば、

これがまたほかへ行くのだから、行った先で迷惑かけるのだよ。行政のやることではないのだ、本当は。あの追っ払いなんていうのは。迷惑のものをよそへ追っ払えば、よそへ行って必ず迷惑かけるのだから。だから、一定の場所をムクドリに提供してやるという逆の発想、逆転の発想をやっぱりこれから都市計画課長、考えたほうがいいよ。南方のほうからはやけて飛んできたやつ、俺に調査しろといったって無理だ。南方のほうではやけるのは別のものだ。だから、そういうことをこれからムクドリにだって幾らかかっている、年間。かかっているのだから。恐らく川里中央公園の近くに何か1カ所設けて、ある程度電気をこうこうとたいて、明る過ぎてもだめなのだから。眠れないから。一定の明るさで、そこに集中してくれるように、そういう方策を考えたほうがいいなと思うのだけれども、やっぱり検討する考えはあるかどうか。

（都市計画課長）委員さんのおっしゃるとおり、明るさも当然ほのかに明るいという、すごく明るいというのではなくてほのかに明るいというところに習性があるというのは聞いています。あともう一つ、ある程度人がいてがやがやしているという、そういうようなところというのも共通点にあるようなので、そういうことからして自分も確かに北鴻巣でいたときについては赤見台で野球とかやっているわけだから、近隣のほうに行かないのかなと思って何回も行ったたりしているのですけれども、近隣のほうには行ってはいないのです。ですので、ある一定の明るさも必要なのでしょうけれども、やっぱり天敵からいかに逃れるかというのが実際ムクドリのことになると思いますので、ある程度市街地で、要は農村部行くといろいろ小動物とか、そういうのがいて、いわゆる天敵もいる中では、そういうので多分恐らく町なかで人がいて、ごみごみして、要はそういうような小動物とか、そういうのになるものがないのかなというイメージと自分では思っております。そういうような調査研究はそのまま引き続きやりたいなと思っております。調査研究は。

（阿部）研究したらやっぱり成果出さなければだめなのだよ。研究の成果というのがあるのだから。だから、研究するだけで終わってしまったのではだめなの。成果出さなくては。

(都市計画課長) 実際大きく広い面からするとどこまでが都市計画課かなという部分出てきてしまうのですけれども……

(何事か声あり)

(都市計画課長) なので、そうしますといわゆる我々としてみれば公園の利用者とか、そういう方にいわゆる被害が及ばないような措置というのは今の威嚇でやるものがベストだと思いますので、そこからその先まで都市計画課のほうでというのは、そこちょっと厳しい面があるかなと思っておりますので。実効性については。

(阿部) 環境のほうとも連携して、それで調査研究しっかりやってほしいなと。研究の成果は、来年の決算のときに聞ければいいなと思っているのだけれども。

では、そんなわけで最後の質問。305ページ、ふるさと総合緑道整備事業。これは、たしかH-223号線のことだろうと思うのだけれども、それでいいのかな。

(都市計画課長) こちらのほうのふるさと整備事業に関しましては、工事請負費で案内看板をつけましたけれども、それ以外の委託料については委員さんのおっしゃるとおり、市道のH-223号線で結構でございます。

(阿部) ここで測量委託料と設計委託料がもう既に29年度でお金が出ている。その後一体どうなっているのか。全く進捗が見られないのだけれども、どうなっているのか。現状と、そして現時点での状況がわかれば報告願いたい。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時57分)



(開議 午前11時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市計画課長) 地権者さんとの交渉のほうですけれども、平成29年に入ってからなのですけれども、平成29年の1月24日についていわゆる幅

員がちょっと縮小したのですけれども、7.5から5.5に変えたのですけれども、それについてのご了承は1月の大体20日前後に地権者さんのほうに回らせていただきまして、ご了承はしていただいております。また、その後たしか3月下旬ぐらいには再度地権者さんのほうにはご訪問させていただいて、お話をさせていただいておりますが、まだ交渉の契約の締結までにはちょっと至っておらないです。

(阿部) 以前都市整備部長から聞いた話なのだけれども、当初は割と簡単に話は進みそうだと、おおむね了解してくれていたという話は前に聞いた。途中で気が変わってきてしまったというような話も聞いているのだけれども、現在そういう状況にあるのかなと思うのだけれども、今言ったその延長上の橋の問題だけれども、橋はたしか幅員5メートルだと聞いているのだけれども、5メートルでいいのだよね。

(都市計画課長) 橋梁部分については、5.5メートルです。車道といたしまして、車が通れる範囲内が4メートルありまして、両端に路肩が50センチずつあります。ただ、そうはいつでも、グリーンベルトとかある程度人が通れるようなスペースとして片方は50センチ多いのです。ですので、4メートルの車道幅員があつて、こっちからいけば左側に50センチ、右側は人も通るので、1メートルありますので、橋の上は5.5メートルになります。

(昼休みですぬの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 正 午)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、許可いたします。

(建築課長) 済みませんが、発言の訂正をお願いします。

先ほど秋谷委員の質問に対しまして、市営住宅の入居可能住戸数を319戸と申し上げましたが、原馬室第2団地と下谷団地が入居停止となっておりますので、入居可能住戸数は250戸ということで訂正をお願いします。

よろしく申し上げます。

(委員長)ただいまの発言の訂正の申し入れについてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、質疑を継続させていただきます。

(阿部)このふるさと総合緑道については、今度の市道認定された場所、あれはふるさと総合緑道ではないですね。

(都市計画課長)ふるさと総合緑道です。

(阿部)橋梁の幅が5.5メートルという話が先ほど出まして、そこには歩道も設置されていると、設計上。そうだよ。歩道。

(都市計画課長)歩道という名目ではございません。

(阿部)歩行スペース。

(都市計画課長)はい。カラーコーンとか置いたり、そういうので。歩道ではないです。という扱いではないです。

(阿部)歩道ではないと。ただ、歩行者の専用のスペースということになるのか。

(都市計画課長)済みません、ちょっと言い方が。変更の幅員5.5メートルの内訳、再度もう一度報告いたします。

車道は4メートルで、左側の路肩が0.5で、右側については路肩プラスそれに歩行者がいわゆるカラーコーンとかである程度通行できるように、歩行空間という形で1メートルです。

(阿部)その歩行空間というのは、私も初めて聞いた言葉なのだ。歩道かなとは思っていたのだけれども、それはそれでいいや。

それで、5.5メートルについて、当初からそれは5.5メートルで計画に入ったものなのか、どうなのか。当初は3メートルとかというような話を聞いたような気がするのだけれども、私の記憶に間違いだったら最初から5.5メートルでしたと言ってくればいい。

(都市計画課長)要望書で、平成18年の12月に要望書が地元から出てきているところについては、要望の幅員は一応3メートルという形では実際は出てございます。その後平成24年の6月から平成26年の3月のときに、ふるさと総合緑道の橋梁の予備設計業務委託というのを行いました。

そのときに幅員が7.5メートルというふうに、そのときに7.5メートルになりまして、その後今回の見直しによりまして7.5メートルを5.5メートルにしたというのが経緯でございます。最初から3メートルというのではないです。

以上です。

（阿部）例えば地元から要望されたのは3メートルなのだけれども、市のほうで設計したのは5.5メートルになったということなのだね。

（都市計画課長）経緯はございますが、結果的には今5.5ということで実際は進めようという形で行っております。

（都市整備部長）幅員の関係でございますけれども、要望は3メートルであったそうです。当初計画段階では、国の補助金を活用して道路の整備をしようとして、そうしますと、道路構造令というのがございまして、それに当てはめると7.5メートルということで計画をした経緯があるそうです。

それで、ただあそこの道路認定された部分だけを7.5メートルでは補助金がだめだと、いわゆる幹線道路までつなげなさいよという話が生じたことによりまして、それでは経費等もかかるということで、計画の見直しをして、ただ要望どおりの3メートルですと、車も通行できない、中途半端と言っては申しわけないのですけれども、そういったことで車も通れる道路ということで5.5メートルという形での計画の見直しをした経緯があると認識しております。

（阿部）あそこには、補助金が投入されないという話を聞いているのだけれども、補助金は投入されるの。

（都市整備部副部長）補助金の関係、私のほうからお答えさせていただきます。

理屈上からいえば、現在進めています5.5メートルの幅員でも、補助金の申請には、補助金申請の条件は恐らく満たせると思っています。しかしながら、どうしても限られた財源の中で国のほうも補助金をつけてきますので、当然のことながら規格が大きい道路のほうに優先をされているという状況がございますから、恐らく5.5メートルであっても、補助金を



受けるというスタートラインには立てるのかなとは思っているのですが、では実際交付されるかどうかとなると、幅員が狭い分、規格が要は小さくなる分、厳しさはあると考えています。

（阿部）今のところ進捗に何ら変化がないというふうに私は見ているのだけれども、見通しとしてはいつごろから工事にかかれるのか、見通しがあればお聞かせいただきたい。

（都市整備部長）ご案内のとおり、あそこの場所につきましては地権者1人の同意がない限り、大きな土地面積を所有している方の同意がない限り、この事業は進みません。現在その方と用地交渉が難航している状況でございますので、現時点でいつどうのこうのという見通しは立っておりません。

以上です。

（都市計画課長）済みません。先ほどカラーコーンで舗装、歩道、歩行者の空間……

（歩行空間の声あり）

（都市計画課長）歩行空間と車道のところを、自分、カラーコーンとちょっとお話ししましたけれども、ラバーコーンという、同じ赤白なのですけれども、下で固定しているやつ、それになります。

（学校の通学路か何かにあるやつだろうの声あり）

（都市計画課長）はい、済みません。

（わかったの声あり）

（加藤）では、私からも何点かご質問させていただきたいと思います。前任の委員から市営住宅関係はご質問が多々あったわけですがけれども、そこの中で出てこなかったやつの確認です。

まず、市営住宅の中で、ページでいうと25ページのところに歳入が住宅使用料などございますね。歳出のところだと313ページあたりですか、市営住宅施設維持管理事業に当たるわけですがけれども、先ほど全体で市営住宅何戸あるのかというようなご質問もございましたけれども、今後入居者を入れていかないですよというような中に下谷のところがあったか

なと思うのですけれども、参考までに下谷のところが今何世帯というか、何戸今活用されているのか、お住まいになっている世帯があるのかというのを教えていただければと思います。

（建築課長）下谷住宅につきましては、現在現地に残っている住宅の戸数が92戸、そのうち62戸がお住まいになっております。

以上です。

（加藤）ということは、これから新規に入れない、でも最終的にはお住まいになっている方がいなくなったときに、そのところが用途を市営住宅としては使わないということなので、ちょっと長期戦ということになりますでしょうか。

（建築課長）現在お住まいになられている方、大分高齢の方はいらっしゃるのですけれども、それでも今後も皆さん家賃が安いということもあって、恐らく継続的に住まわれていくというふうに考えております。そういう中で、全員が退去するまでになるか、それともある程度の方が退去して、戸数が少なくなったという状況になるかはちょっと今後の検討なのですけれども、入居停止ですので、将来的には用途廃止も含めて検討をしたいと思っております。

（加藤）了解しました。またそのことにつきましては、先ほど秋谷委員からもお話ありましたけれども、いろいろ何かしらの工夫をしながら、あそこの下谷の住宅のところが違う形の用途になるとかいうことは推移を見守ってまいりたいと思います。

また、今お示ししました25ページのところでは、住宅使用料のところでは、先ほど滞納とか、そんな話題も出てまいりました。また、お住まいの中では高齢の方が多くなってきている現状の中で、どうしても病気とか何らかの障がい、医療費がえらくかかったりということで、経済環境の変化などなどで、どうしてもお支払いが難しくなってくる方というのもしらっしゃると思います。そのときにちょっと基準があるのかないのかだけ確認したいのですけれども、税などというのは滞納したときに、このように順序立ててルールに基づいて処分していくのだよと、場合によっては不納欠損にしていくのだよとかというのはあると思います。また、

介護保険なんかも、国で定められたルールがあると思うのですけれども、市営住宅に関して、その滞納について、法令などでこういうふうな年月がたったらこのように処分しようとか、そういったものというのはルール化されているのか、そういうものがあるのか、確認させてください。

（建築課長）市営住宅の家賃につきましては、税のように何年たったら欠損処理するとかというような規定はございません。

（加藤）それでは、市営住宅のところの確認は以上で、307ページのところです。307ページの下の方に鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業、そのところで設計委託料がございます。459万とございますが、この設計委託料、ピンポイントで云々ではなくて、設計委託の種類の中では、建築とか、土木とか、種類によって違うのだと思うのですけれども、いわゆる設計に関しての費用って、私なんかはなかなか算出が難しいかなと思ってはいるのですけれども、何かこれも大まかにこのぐらいだろうなという算出の基準みたいなものがあるのか。そういったものがないと、言い値で設計委託料これだけですと言われてしまうリスクがあると思うのですけれども、その辺でちょっとお示しできる回答あれば、いただきたいと思います。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）こちらの委託、具体的に言いますと電線共同溝、設計の場合は設計の設計というものを行います。国、県の設計の積算根拠がある場合はそちらを使います。ない場合は、そういった協会から見積もり等をとって、積算をした設計書で発注をかけます。

（加藤）今おっしゃった、見積もりをいただいて、それを参考にするという意味でしょうか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）参考というか、積算の見積もり、公な国、県にない、歩掛かりがない場合は、そういった専門の協会等で発行しているもののところを使うのですけれども、それにもない場合は、そういった何社からか見積もりをとって、人工等を平均等をして、積算したものを設計書という形で行います。

（加藤）今ご発言ありました人工等ということなので、そういったものが今後ノウハウとして蓄積されて、こういうような工事であったり設計、

ボリュームであればこのぐらいかな、人工的にはこのぐらいかなというのが市の内部で蓄積されていくというふうに私は理解したので、そんなことでよろしいですか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）そのボリューム的なものというのは、予算的なもの。実際発注するときは必ずちゃんと積算していきますので。

（加藤）ボリュームの意味なのですけれども、要はその設計作業をするのにどのぐらいの日数、作業時間がかかるのかと。設計作業のボリュームという意味合いです。どうでしょうか。

（都市整備部参事兼市街地整備課長）工期設定ということになると思う。設計の時間ということですか。

（そういうことですかの声あり）

（都市整備部参事兼市街地整備課長）発注に当たっての工期設定も、その設計の内容によって、何日かかるということで基準があるものもありますし、そういった協会等の参考に工期設定をするという形になると思うのですけれども、具体的に積算で根拠があるものとないものがあると思うのですけれども、大体設計の内容の打ち合わせとか設計の内容によって工期算定するものだと考えております。

（加藤）実は、きのう違う場面でITのSEさんと意見交換する場面があったのですけれども、そういったITなんかでも設計とは違うのですけれども、コンサルとかでいうと、時間3,600円とか、結構アバウトなのです。そういう意味でいうと、アバウトな世界ではあるのですけれども、少しずつ見えない部分をなるべく見える化して、これだと高過ぎるねとか、そういったところをちょっと言えるような、ある程度のノウハウの蓄積が引き続きしていただければいいなということで、質問のほうは結構です。

次、確認ですけれども、301ページ、ちょっとだけ戻っていただきまして、これもその中の下のほうの公園維持管理などで、たしか説明の中ではシルバーさんのほうにマンパワーとしてご支援いただいて、そちらのほうに委託かけてやっていると、草刈りなどについては非常に地域の高齢

化の中で苦勞している部分も委員のほうからあった部分ですけれども、シルバーさんにお頼みする部分は結構多いと思うのですけれども、シルバーさんに頼んでいて、シルバーさんのマンパワーというのはその辺は頼むとそれなりにできている状況なのか、あるいはこれは登録している人少なくて、その作業余りやれる人いないのですよねみたいな状態なのか、その辺今の状況をわかる範囲でお示しいただければと思います。

（都市計画課長）お答えします。シルバーさんに依頼しているのは直営で、いわゆる14公園以外の直営をしている公園を、地域ごとにもともとあったシルバー人材センターを母体にしながら頼んでございます。

当然のことながら、団塊の世代がかなり退職されて、シルバーさんに応募する方はふえていらっしゃるというのは、それは、というか、説明会に来たりとか、そういう方は確かにいらっしゃるというのは伺っているのですけれども、やはり委員さんが今お話のあったような、いわゆる夏場の暑いときと冬場の寒いときに行うのが公園の作業になりますので、応募している方は全体のパイとしては多いのですけれども、部門的に、いわゆる公園とかそういう維持管理部門で、いわゆる希望される方というのは少なくなってきたというか、そういうのはちょっと聞いております。当然のことながら草が生えるころは一緒に、実際シルバーさんも全て市の仕事ではなくて、一般の仕事も受けている中で、うまく調整はしていただいているようですが、担い手がだんだん減ってきているというのは、というか応募の数が伸び悩んでいるということは伺っております。

（加藤）では、そこも了解しました。

参考までに、私生出塚団地に住んでおるのですけれども、草刈り大変なものです。かなり高齢化率は市内で2丁目は2番目に高いのです。そんなことから、環境ボランティア制度をつくって、大分前からできているのですけれども、本ちゃんの草刈りの前に4日間ボランティアがやるのです。ボランティアが25名ぐらいいて、それが4日間やるのです。朝2時間だけやるのですけれども、草刈り機の機械が18台あって、わあっと押すやつが2台あって、激しくやるのです。本ちゃんのご高齢の方でも、

井戸端会議的な形でも、ああ来たね、やったね、お疲れさまみたいな構図にしているのですけれども、それもなかなかここ数年、だんだんと年を1年1年とるので、苦しいなと思っていたものですから、場合によってはやっぱりシルバーさんのほうというか、お頼りする場面が出てくるかと思ったものですから。今のところは会員数というのはそれなりにふえているということで理解していいですね。

では、あとほかは、ムクドリも聞いていただいたので、終わりです。ムクドリもあったのですけれども、以上です。

(委員長) それでは、以上で質疑はなしということで、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第86号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) では、1点だけちょっと。今この農業集落排水の携わっている

人口って今どのくらいなのでしょう。前年に比べて減っているのか、ふえているのか、それをまずお聞きします。

(下水道課長) 人口のほうは、少しずつ減っておりまして、今現在の人口のほうは29年度末で2,867名、昨年度が2,633名、平成27年度が2,700名と、少しずつ減っている状況です。

(何か今の話だとふえているの声あり)

(下水道課長) ごめんなさい。平成29年が2,867名で、28年が2,928名。ちょっと年度が下がっていて、言っている年度が一番新しい。最初が一番新しい。

(橋本) これ減っている原因って、やっぱり高齢。新規で入ってくる方はほとんどいないと思うので、これはやっぱり自然に、お亡くなりになったりしていなくなったということでしょうか。

(下水道課長) 市全体で言えていることと、また農業の集落排水地域になっていることが連動しているような形で、どこでも人口の減少が起きているということだと捉えております。

(橋本) それでは、あと463ページの農山漁村地域整備交付金というのですか、これは毎年もらっているものなのですか。

(下水道課長) 今この農山漁村地域整備交付金のほうは、前回まで交付金でことしの整備を行う予定でしたが、一応ことしからは地域整備交付金のほうに切りかえて……

(切りかわっての声あり)

(下水道課長) はい。その補助金はまだ続くのかということでもありますけれども、一応今も続いておりまして、ほかの施設の最適整備構想にかかわる調査のほうの委託に関しては、これでことしもやっております。

(橋本) 最後に、467ページの需用費の施設修繕料ですか、これ今16カ所というふうに聞いたのですけれども、これはこれから毎年それくらいの修繕費用というのかかってくるということで計算しているのでしょうか。

(下水道課長) この施設の修繕料ですが、毎年点検をやっておりまして、その中でこの器具についてはそろそろ交換したほうがいいですよという

ことを点検結果のほうに出てきますので、それに基づいてある程度計画的にやっているものと、突然ふぐあいが生じて壊れたものがあります。大体割合としては6割ぐらいが計画的にやっているもので、残り4割程度がちょっと一時的に壊れたものになっております。

（秋谷）ちょっと教えてもらいたいです。というのは、先ほど処理区域内人口が年々年々減ってきているというお話があったのですけれども、年間総処理水量は逆に伸びているのはどういう理由なのでしょう。

（下水道課長）処理水量のほうは、有収水量と違って、処理場で処理する水量ということで、考えられることとしては雨水の浸入とかが考えられます。それによって、雨が多い年には、公共下水もそうなのですが、どうしてもふえてしまうという状況です。

（秋谷）雨水の浸入というのは、この農集に限らず、下水道会計でも流入している部分というのはあるのかもしれないけれども、下水道の場合はもうちょっと、例えば雨水は雨水、下水処理は下水処理という、基本的にラインがあるではないですか。農集の場合というのはそういう分け方というのはないのですか。

（下水道課長）申しわけありません。雨水だけではなく、地下水も含めた形、どちらかというとな明水という言い方しているのですけれども、雨水もあれば、マンホールの上から入ってくる水もあれば、古いマンホールですと、そのマンホールのすき間から入ってしまうものもあれば、あと地下に埋まっている管の継ぎ手の状況等の取りつけによって、地下水が高くなったことで浸入してしまうということが考えられます。

（秋谷）詳しく教えてもらいたいですけれども、例えば処理量が多くなればなるだけ、根本的に処理にかかる費用というのは上がるわけですよ。雨水だろうが、何だろうが、入ってくるわけだから。そうしたら、その雨水というのは、不明水というのは、やはりできるだけけるというか、入っていただかないようにしていかないといけないのではないのでしょうかと思うのですが、どうなのでしょう。

（下水道課長）委員おっしゃるとおりです。雨水の浸入とか地下水の浸入がどこから起こっているのかというのが、水道管みたいに圧がかかっ



ていれば、上に上がってきたりして、ここが壊れているとかというのはわかるのですけれども、下水道管には圧がかかっていませんので、雨水とか雨水、地下水の浸入というのがどこで起こっているかというのはやはりカメラの調査とか入れて、なおかつそのときに地下水が高くないと、今回別のところなのですけれども、カメラを入れたにもかかわらず、そういうものが発見できなかったというところもあります。ですから、発見して直せば、当然有収率も上がるのですけれども、直したり調査する費用と費用対効果、その辺がまだ、これが一番有効だという方法が各市町含めてまだ見つかっていないような状況です。

（秋谷）では、その部分については引き続きという話になるのでしょうか、次が笠原第二の処理施設の全体実施設計の業務委託をという話だと思うのですけれども、今回実施設計の委託、そうすると次は実施計画…実施設計だものね、今回が、29年が。30年が実施計画…ではない。

（何事か声あり）

（秋谷）もう工事ね。それで、その工事が終わって、基本的に耐用というはどれぐらい見れるものなのだろう。要は将来的な維持メンテナンスのかかるサイクルの話ね。

（下水道課長）今年度から来年度にかけて、笠原第二のほうは大規模な、いわゆる長寿命化ということで機能強化をやります。これがどのくらいもつのかという話なのですけれども、通常処理施設に大規模な改修が必要な目安として約20年と言われていています。20年たつと、それなりの大規模な改修の計画を立てなければいけないというふうに考えています。

（秋谷）過去の記憶だと、笠原第一が一番古くて、次が第二と。それで郷地安養寺と上会下は比較的新しいほうだったような記憶があるのだけれども、現状平成の例えば27年から29年で処理区域内人口が右肩下がりではないですか。それで、20年のサイクルで考えていったときに、将来的な見通しというのはどうなっていくものでしょう。例えば処理量は、普通だったら人口が減れば減るはずなのだろうけれども、実際はふえてしまっているけれども、不明水のおかげで。ただ、その部分は面倒見るしかないのだから、市が。ただ、皆さんから賄っていただく料金と人口

の減少率と、あとは維持メンテナンスの部分で、将来的な見通しというのはどのようにお考えなのでしょう。

(下水道課長) 委員おっしゃるとおり、これから人口が減っていく中で、このままのサイクルでやり続けていいのかなということを考えますと、ちょっと不安が残るということで、今やっている中で最適整備構想というのを今後32年に策定する予定になっています。この内容ですが、これは今ある処理施設の機能診断、ことしも2カ所やるのですが、そちらのほうの機能診断を行って、改修する費用、改修しながらやっていくのがいいのか、それとも抜本的に違う方法を考えなければいけないのかというのを32年度に最適整備構想として策定する予定になっています。その前段として今機能診断をやっているような状況です。それをもって今後の対応を決定していくようになるのではないかと考えています。

(秋谷) 32年というと、今年度が30だから、丸々まだ3年ぐらいは先なわけですわね、単純に言うと。ただ、そのときに、今はこれからやることだから、あくまで見通しで結構なのだけれども、考えられる選択肢というものはどういったものが考えられるのでしょうか。一つは現状維持、一つは合併処理浄化槽への転換、あと何かしらほかの要素というのは考えられるものなのでしょうか。

(下水道課長) 今言われた2点、合併処理浄化槽にもう一度かえてもらうという方法がまず1点と、あと例えば郷地安養寺に関しては比較的市街地に近いものですから、それを公共下水道につなげないかということも視野に入れています。そうしますと、その処理施設がなくなりますので、その管渠を延ばす費用と処理施設を維持管理していく費用、どちらが有効なのかというのも、これも最適整備構想の中で検討していくことになると思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第86号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 515ページの保留地売却収入、先ほど6件と聞こえたかな、これ何件分なののでしょうか。保留地売却収入、これは何件分で。

(出した数ということでしょうかの声あり)

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 9件分の保留地を販売いたしまして、6件分が売却されたような形になっております。

(橋本) あと1点だけ。これ終結はいつ。広田よりもおくられているというのは聞いているのですけれども、いつの終結を予定しているのでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業計画上なのですけれども、現段階では平成35年3月末を目途に進めている状況です。

以上です。

(橋本) 現状ではそれ達成できそうなののでしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金などをいただきながら進めているところなのですけれども、なかなかその補助金の入り方によって、保留地を売ったりした資金を丸々使ってしまったりということではなくて、その補助金の裏として入れていかないと、なかなか補助金を残してしまって事業終結というような形にならないように、バランスよく進めるためにはちょっとその補助金をいただきながら、安定的といいますか、順番で進めていけるように努力しているところなのですけれども、この35年にできるだけ進められるように努力をしていきたいと思います。

以上です。

(秋谷) 以前にも聞いたかもしれないのですけれども、全体で何画地というのは、換地指定をやっていかないと、結論的に出ないのでしたっけ。大まかにだけは出ているのでしたっけ。ちょっとそのあたりの全体像というのかな、それをもうちょっと教えてもらいたいのですけれども、詳しく。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) まだ仮換地指定をしていないので、確定ではないのですけれども、現段階では保留地の数としては148画地を予定しておりまして、現在54画地を販売済みというような形です。

以上です。

(秋谷) 画地によって平米数というのはさまざまなのでしょうから、必ずしも148に対する販売が54だから、3分の1だけれども、進捗率が30%という計算ではないわけですよ、要は。そうすると、現時点で進捗率が50.3%ということは、道路部分と、例えば画地の販売というのが追っかけているような形になるのかしら。だから、逆に言うと道路だけできてきているから、あとは画地だけ売ればいいのか、そのあたりどのように理解をすればいいのかと。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) こちらにつきましては、保留地を売れる条件というのが、使用収益を返してから販売という形になりまして、その使用収益というのは道路に4面なりを囲まれて、

全部道路ができ上がったところについて、地権者の方にもお返ししながら、保留地があるところについてはそれを販売していくというような流れとなっております。

（秋谷）そうすると、50.3%というのを数字だけ見ると、ちょうどいい状況になっているというふうに思うのですけれども、担当としてはどうなのでしょう。相当進んできたように思うのですが。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）現在保留地の処分率は55.5%という形になっているのですけれども、こちらにつきましては随分線路から17号側のところが整備されてきておりまして、今後今年度線路の反対側のところを仮換地指定全域していくような形で考えておりまして、それが進んできますと、これから道路をそちら側に延ばしていきながら、徐々にそういう販売なんかもできていくような形になると思うのですが、現段階ではかなり北側といいますか、17号側のところを整備して、これから仮換地指定をしていくエリアを除いたところというのはかなりもう保留地を販売しておりまして、一時期少し保留地を販売できないといいますか、そういう時期が今後ちょっと出てしまうかもしれないような状況ではあるのですけれども、その辺は今後市のほうにも繰入金なんかで調整していただいて、事業は滞りなく進められるように頑張っていきたいなとは思っております。

以上です。

（秋谷）先ほど6画地、29年度は売れたということなのですけれども、自分の過去のイメージだと、北新宿で1年で6画地売れるというのは結構珍しいというか、かなり売ったほうだろうと思うのですけれども、何か特別な工夫というか、そういうのはあったのですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）こちらにつきましては、最近そういう住宅メーカーが問い合わせに來たりするものですから、住宅展示場とかに、今まではちょっと熊谷だけだったのですけれども、上尾だとか、そういった住宅展示場にもチラシを配布させていただいて、こういうところがあるので、もしあったら紹介していただけますかということで、展示場に置いたことによって、結構そういう住宅メーカーか

ら、今度こういうところがあるのという問い合わせがあったりして、北新宿に関しましてはそういった意味で販売が順調なところはあります。この売れ残っている3カ所というのは、ちょっと旗ざおの敷地で、ちょっと形が悪いところだけがちょっと残っているような形で、普通に真四角のいい土地というのは、結構抽せんになってしまうような、そんな現状になっております。

（秋谷）そうすると、いずれ旗ざお地、東口の再開発ではないけれども、旗ざおのところも売却しなければならぬわけなのだけれども、換地整理をする中で、どうしてもそういう形状というのはやむを得ないのですか。もっとさっきおっしゃっていたように、うまい形状に切ってもらえたほうが、処分的には早く進むのではないかと思うのだけれども、やむを得ないことなのですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）委員がおっしゃるとおりに、ちょっとやむを得ないところがあるのは、大きな保留地を分割して売らなくてはいけない部分がありまして、最低敷地が135平米なのですけれども、それ以上で分割をしていくような形になったときに、どうしても旗ざおにしなくてはいけない、奥が長いような土地とかが残っている場合には、そういうところをどうしてもつくらなくてはいけないので、1画地大きく買っていただける方なんかがいるかもしれないので、最初ちょっと大き目に出すことあるのですけれども、それでちょっと買い切れない方なんかはやっぱり分割しながら販売しているような状況をとっております。

（秋谷）結果的に形状が悪い土地になると、値段的なものつり合いがどんどん、だんだんとれなくなってくると思うのだけれども、実際のところそうですよね。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）価格につきましては鑑定士のほうに出していただいているのですけれども、やはり整形に比べてかなり金額的には安くはなっております。ただ、保留地を売り出したときに、結構いい土地は売れていってしまうものですから、残っているとところなんかを聞きに来て、後で、ことしも売っているのですけれど

も、後でやっぱりどうしても建てたいからというので、抽せんにはならないで、そのまま販売になれるのですけれども、そこで何件か販売しているような形の現状ですので、北新宿に関しましては時期を見ていけば、徐々にそういったところにつきましても売っていただけるのではないかなというふうには考えております。

(秋谷) では、そんなに心配要らないということだね。

(市街地整備課北新宿第二土地地区画整理事務所長) 大丈夫だと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時04分)

---

(開議 午後2時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、許可いたします。

(都市計画課長) 先ほど阿部委員さんのほうから自動販売機の関係でのご質問の中で、売り上げ本数で自分のほうが、売り上げ本数によっていただいておりますというお答えを差し上げたのですけれども、済みません、自分の勘違いで、ちょっとこれ逆でした。1年間の自動販売機の売り上げ本数1台当たり5,000円未満の場合には免除で、1台当たり5,000本以上1万本未満の場合には50%の減額が使用料に当たります。ですので、先ほど自分のほうでは、本数によっていただくという話をしたのですけれども、本数によって、少ない場合については使用料が減額というのが行政財産使用の許可の取り扱いに規定されておりました。済みません。訂正させていただきます。

(それで公平性を保っているわけだの声あり)

(都市計画課長) はい。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正の申し出についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第89号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。説明をお願いいたします。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) では、これも北新宿と同じように終結の年数と、あと今まで何区画売却して、あと残は何区画あるのか、それだけ教えていただきたいと思えます。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) まず、いつ終わるかということで、事業計画上では平成33年3月末を目途としております。こちらにつきましては、1件権利者が換地計画で未同意の方がおられて、この方のちょっと進捗によって、また時期がおくれてしまう可能性があるのですけれども、今まで以上に根気強く交渉を重ねて、事業計画



どおりに完了できるように取り組んでいきたいと思っております。

次に、保留地なのですけれども、保留地につきましては、広田の場合は76画地を販売予定となっております、そのうち57画地を販売いたしました。

以上です。

(橋本)あと、1点ちょっとわからなかったのですけれども、535ページの上の委託料の選挙人名簿作成って、これは一体何の選挙の名簿でしょうか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)こちらにつきましては、審議委員の選挙になっておりまして、5年に1度審議委員の選挙をさせていただいているのですけれども、選挙に至らないで定数のまま終わりましたので、特に選挙はなかったのですけれども。

以上です。

(秋谷)29年度は画地の販売がなかった、それで30年度になって1件お約束が入ったという話でしたけれども29年度中に2画地分の整地がされていて、現状この4月に売れたものを除いて何画地が出せる状態になっているのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)先ほどの整地につきましては、個人の方に返すための整地だったりという部分になっておりますけれども、保留地につきましては、現段階で3画地売れ残りがあるので、ことし7画地を新規に販売する予定になっておりまして、トータル10画地を今年度販売するような形で今進めているところです。

以上です。

(秋谷)そうすると、先ほどの質疑の中で、残りがもう20画地ないわけなので、今年度10画地近くもし処分というかできれば、進捗率が既に82%だから、おおむね施行期間どおりの進捗が見込めると思ってよろしいですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長)そのような形で進めていこうと思っております。

(秋谷) それで、先ほどの質疑の中でお一人だけ区画整理、換地にご同意いただけないというのは、面積的な部分で減歩が高いからだめだという理由なのですか、それともほかの何か理由があるのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 向こう、川里のところが国土調査をしております、その際に当時町の方と境界についてもめたという内容をずっと引きずっているような形で、実際換地された場合に道路が入るような形になってしまうのですけれども、そこが今現在駐車場として使われていたりするので、そこの台数も減ってしまうということに関してもちよっと納得できないというような話で、ずっと長い間交渉は重ねているのですけれども、前の日に、それではその内容がわかったと行って次の日に伺うと、そんなのは納得できないと言ってもう1日で全然話が変わってしまうような方で、何か書類とかを持っていてもそれを破られてしまったりとかというような、そういう方なので、なかなかちょっと進展させるためには、息子さんはどちらかというところ協力的な感じなのですけれども、ちょっとお父さんという方がどうもそういう形なので。根気強くちょっとやらないとだめなのかなというふうな感じで考えております。

(秋谷) ちなみに、そのお一人の方のご同意が最後の最後まで得られない状況というのは、やっぱり当然考えられますよね。そういった場合は、やっぱり当然事業の終結自体は先送りになってしまいますよね。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 究極でいえば直接施行というものもありますけれども、一般的にはお話し合いをしながら、たまたまその画地全部がその方一人で持っていたりするものですから、ほかの方に影響してしまうというところにはなっていないのですけれども、自分でできないで使えないみたいな、そういう形で、そのところに保留地が1カ所だけつくのも納得がちょっといかないということも言われてはいるのですけれども、その関係で、ちょっとどうしても保留地がその場所が売れなかったりだとか、道路ができないという部分では、多少延びてしまう可能性もありますので、やはり根気強く話をして、その方が何とか納得していただけるように話さなくてはいけないのです

けれども、ちょっと古い昔のことを引きずっている部分がどうしても解決できないので、そこが道路とかを縮めるとか、小さくするとか、そういうことで納得できるようなものではないような状況ではあります。

(秋谷) そうすると先々のことはわからないけれども、施行期間中、といってもあと2年半しかもうないわけですから、これその2年半でほかの部分が一気に終わって、本当にその方1人分だけになったときに、やっぱりその方が最終的に折り合いがつくまでは、もう終結することはできないということになるのでしょうか。何か仮にお一人だけであれば、逆に言ったら何かしらの手だてを持って終結させる方法というのはないのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 実際にはないような形です。

(秋谷) あと、当面この土地区画整理事業の中で、何か障害的なものというのはいらないのでしょうか。今年度で街区公園のほうは着手するようですけれども、ほかに障壁となるようなものというのはい基本的にはないのですか。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 現在公園のあたりに残土などを置いているものですから、そういったものを処分したりとかというのに結構費用がかかりますので、そういった部分を徐々に処分しながらやらなくてはいけないという形にはなると思うのですけれども、道路築造的な部分につきましては、その方以外のところについては期間内にやれると思っております。

(阿部) 先ほど聞かれた選挙人名簿作成業務委託料なのだけれども、この選挙人って何名ぐらい記載されているの。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 権利者数が126名おりますので、その方の中から10名を選ぶというような形になります。

(阿部) そうすると、そこで149万円かかっているのだけれども、選挙人名簿作成業務委託だよ。そうすると、1名につき1万円以上という計算になるのだけれども、それっていい仕事ではない。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 実際には選挙人名簿

と、土地の所有者名簿と、あと土地の共有者名簿というものと、あと借地権者の名簿というものをつくるような形になっておりまして、実際土地の所有者というのがどういう状況なのかというのを法務局などで変更がないかだとか、そういったものを全てチェックしながら作成していかなくてはいけないものというのもありまして、このような金額になっております。

（阿部） 5年に1度と言ったっけ。

（はいの声あり）

（阿部） 北新宿も同じような選挙人名簿の作成業務委託ってあるのだよね。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長） おっしゃるとおりです。

選挙人名簿につきましては、5年に1回という形なのですけれども、こちらの広田のほうは、人数が少なかったというのもありますけれども、余り名簿の確認というのがされていなかったもので、今回そういった部分で土地所有者の名簿だとかのチェックの金額が結構大きな金額になっている部分もあります。

（阿部） そういうことですか。

では、さっきの続き、秋谷委員の続きなのだけれども、これも、それって言葉による暴力ではないけれども、これって結構見方によっては暴力扱いにとられるのではないかなと思うのだけれども。そして、その書類というのは公文書ではないのですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長） 通知だったりしている文書ですので、立ち会いとか、そういった部分の話をさせていただくときに、そんなのというような形で、全部ぼろぼろにされるというわけではないのですけれども、ちょっと切られてしまったということです。

（阿部） ということは、公文書ではないと。案内であるとか、そういったもの。だけれども、案内というのは一体どんな案内なのですか。どこかで恐らく、要するに集会というか、説明会だとか何かの案内だと思うのだけれども、どうなのだろう。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）物件などを調査させていただくのに業者が入ったりとか、そういうのもありますので、そういった部分をお話しに伺ったりだとかというときに、そういう日程調整をさせていただくときにこういうものというのをちょっとそういう形になってしまったというような状況です。

（阿部）だけれども、やっぱりこれって、これはもう暴力に値するなど我々は思うのだけれども、やっぱり少しはおどかしてやらないと、いつになっても解決しないのではないかなと思うのだ。本当にもし私がそうやられたら、暴力で訴えてやろうかなと。今土下座しろなんて言ったら暴力だろう。それに似たようなやっぱり行為だというふうに思うのだけれども、何かそういう考えはあるの。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）やはり交渉事ですので、どちらかというところと荒立てるというよりは、お願いを現段階ではしているような状況です。

（加藤）では、1件だけです。いろいろと出ていますね。未同意の方1件、その方に粘り強くやっていくのですけれども、その方のところでずっと事業が33年3月末を目途とおっしゃっていましたがけれども、延びていく可能性がありますよね。そこに関して、その件で事務所、区画整理事務に係る事務費というのは、また延び延びで毎年かかることになってしまうと思うのですけれども、そこは今の体制とは違うと思うのですけれども、およそでいうと、その1件のために毎年支出というのがどのぐらいかかってしまうのですか。

（市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長）29年度で見ますと、職員の人件費が3,000万近くかかっております。今回北新宿につきましても人員が今足りないような状況で、今後仮換地指定をほぼ全域していくような形になった場合には、かなり工事なんかに係る人員というのが必要になってくるような状況なので、現在北新宿が6名しかおらず、こちらの広田のほうは3名という状況になっております。もし人員とかが確保されないような状況であれば、こういう広田の人員などを北新宿のほうに持ってきて、一部としてそちらを携わるような、

そんな形も考えていかなければいけないなというふうには考えておりません。

(加藤) ということは、いずれにいたしましてもその方、同意をいただけない方の関係で3人が減少するかもしれないけれども、事務所を維持していかなくてははいけない。それに対して支出はそれ相応のものがあるので、粘り強く、でも何とか早くしたいというところで悩ましいところということでいいのですね。いいのですねというか、そういうことですね。

(市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長) 委員のおっしゃるとおりです。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第89号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時45分)



(開議 午後2時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第91号 平成29年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 今全国的に水道の事業って大変な状況だということで、国でも民間に委託をするとか、そういうような法律をつくろうとか、多分そういうふうな段階だと思うのですけれども、本市の水道の事業、これは今現状はどのような状況なのでしょう。大枠で教えていただければと思います。

(建設部参事兼水道課長) 平成29年度におきましては、決算書にもございますように、純利益は2億という形では出てございます。ただ、実際に29年度の給水収益は若干伸びはあったのかなというふうに思いますが、冬場、30年の1月、2月の寒波のときに、新聞報道等で夜間水を流しっ放しにしておくのと凍結防止になりますといったことで、かなり1月、2月で水道料金というか水量がふえましたので、その影響もあって、給水収益は少し伸びたのかなというふうには思います。ただ、これはあくまでも一時的なものなので、今後そういったことが続くというのは余り大きな期待はできないかなと。実際のところ、給水戸数は実際のところはふえているのですが、給水人口につきましてやはり減少傾向が今後も続くのかなというところで、大きな、袋の大口の工場などが、実際のところ拡張事業を今やっております、今後その辺が幾らか需要が伸びれば給水収益も上がるのかなというのがありますけれども、一般家庭における給水収益というのやはり減少傾向にあるかなと。その一方で、施設、また管路につきましても老朽化というのがやはり進んでいると。今後やはり工事をやっていく、更新事業等をやっている中で、事業費というの年々ふえる傾向にあるのかなというふうに思っておりますので、やはり今後収益に対して費用というの、やはり収益が下がる一方、費用は上がっていくという状況は今後やはり当然続いていくので、ただ施設を更新する、管路の更新をするというのを今現在と同じものをやるの

ではなく、やはり今後の水需要を見据えた中で、施設規模を決めながら効率よくやっていかななくてはいけないというふうに考えております。

（橋本）わかりました。

あと、6ページの建設改良工事の概況ですか、これで一番上の馬室浄水場受変電設備等更新工事、これで1億8,100万、これは結構な、これからどんどんこういうのが老朽化ということで改良していくと思うのですけれども、この1億8,000万って、どのくらいだかわからないですけれども、これは何年ぐらいたったらこういった改良、補修ですか、修正ですか、そういうふうにしていくのでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）浄水場施設につきましては、減価償却がある程度、8年から20年とか、ちょっとばらつきはあるのですけれども、実際にでは8年から、例えば20年、最高例えば20年たったから、では新しいのかえるのかというところは、実際のところ、やはり使えるものはなるべく使って、延命化を図りながら、お金がかからないような更新とか修繕等やりながら、なるべく長寿命化をかけていくと。ただ、今回馬室浄水場の施設につきましては、馬室浄水場ができたときから、小さい修繕というのはやってきましたけれども、やはり部品とかが、電気部品のやっぱり製造、またその後のストック、それについてもやはりもうほとんどない状態なので、仮にもし大規模な故障が起きたときにはもうダウンしてしまうという状況に陥ってしまうので、今回馬室浄水場につきましては更新のほうをさせていただきました。実際のところは、やはりなるべく施設は使えるものは使いつつ、なるべく長寿命化を図りながら最終的には更新というふうにはなりますけれども、あくまでも基本となるのは償却期間の8年から20年という、管路については38年から40年程度というのが一つの目安になるのかなとは思いますが、延命化を図りながら、できるだけ長く使っていききたいなというふうに思っています。

（橋本）その下の配水管新設工事というのは、新築の工事とか、そういうのだと思うのですけれども、この下、配水管布設替え工事ですか、こういうのを今順次古い老朽化したものをかえているのだと思うのですけ



れども、これあとどのくらい、今何%くらい、これかえているのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長) 今配水管の耐震管率、耐震性のあるものにかえてある率というのは平成29年度で8.7%になっています。ただ、今水道課のほうで進めているのが鑄鉄管、ダクタイル鑄鉄管といえ抜防止のついた機能ということなのですけれども、地盤の状態によっては既存の接続のタイプであっても耐震性を持っている、有すると判断できるものもございます。それを含めると20.7%まで上がりますので。ただ、今後配水管の布設替え等する場合には、そういった抜防止機能がついたといったものを使用しているようにしております。

(橋本) ということは、全部クリアするために、あと80%を順次、もう今結構水道管のあれで道路がぼこぼこになっていますけれども、80%をクリアするためにこれからやっていかなければいけないと。これ一体どのくらいのめどでやろうとしているのですか。

(建設部参事兼水道課長) 実際のところは管路だけではなく、浄水場施設のほうの当然更新もございますので、料金収入を含めた収支バランスを図りながら、実際のところは収入のほうを見ながらやっていくような形になりますので、できるだけ早い時点で終わりにしたいなとは思いますが、ちょっとしばらくかかるかなという形です。

(秋谷) 今年度は一時的要因とはいえ収益的にはよかったというお話でしたけれど、ちょっとお伺いしたいのは、1世帯当たりの最低給水、要は料金収入の話ね。最低の立方が今16立方でしたかね。市で供給している戸数のうちで16立方未満のご家庭と戸数と、16立方以上の戸数というのはどれくらいの割合になっているのでしょうか。

(建設部参事兼水道課長) ちょっと手持ちでデータがないので、後日書類……

(大まかでもわからないですかの声あり)

(建設部参事兼水道課長) 申しわけありません。

(秋谷) であれば、ちょっと質問の仕方を変えますけれども、自分が市の水道料金の料金表を見ていると、いっぱい使えば使うほど安くなるよ

うに思えるのですけれども、そういう考え方でよろしいですか。

(建設部参事兼水道課長) 今鴻巣市が採用しているのは、使えば使うほど、申しわけありません、お値段が高くなる従量制というのを敷いております。

(秋谷) それであればいいのですけれども、ちょっと私の見方が、ではそうしたら悪かったのだ。

さっき16立方のラインの話をしたのは、では質問の仕方を変えて、1世帯、単身世帯とか、あと高齢のご夫婦2人世帯とかが多くなってきてはないですか。私の見立てだと、だんだん、だんだん16立方未満のご家庭というのが今後ふえてくるだろうというふうに実は見ているのです。例えば、これはちょっと町なかの話でいうと、極端な話、ご家庭でお風呂に入らないで、プール、アスリエに行ってお風呂に入ってしまうとか、あるいは水道の水、飲むほうの水でいったら、スーパーに行ってもらってきてしまうとか、洗濯の量も、2人世帯だったら、例えば1週間に2回ぐらいで済んでしまうとか、どんどん、どんどん16立方のラインを下回るご家庭というのが多くなってくると思うのですけれども、今後そういうような状況になってくると、この会計自体というのは厳しくなるのですか、それとも楽になるのですか。

(建設部参事兼水道課長) 実際にその計算というのをしたことというか、試算したことがちょっとないもので、はっきりしたことは申し上げられないのですけれども、やはりその割合で、例えば基本料金16立方メートル以下の人がふえたとしても、逆に使っている方というのは、量を使えばもしかしたらやっぱり収入はふえるかもしれないし、ただ人口が減っているし、単身者の方とかが多くて、上の基本料金でも使う方がやっぱり本当に少なくなるというのが見えているのであれば、確かに収入というのは減るのかなというのは思いますけれども、一概に、では基本料金よりも下回る方がふえたからといって、市のほうの収入が一概に減るかというのと、その辺は何とも申し上げられないところだと思います。もしかしたら大口さんとかがうんと使ってくれれば、当然使えば使うほど料金って上がりますから、そうするともしかしたら今までと同じように幾

らか収益というのは上がるかなというふうには思いますので、一概にふえたからというのは、ちょっと結果としては難しいのかなというふうに思います。

(秋谷) 結局私が言っているのは人口と使用する水量の話で、将来的な見通しというものがどうなるのだろうというところが一番お伺いしたいところなのです。維持……耐震管へどんどん、どんどん布設替えをしていく、そういった配水路の経費ですか、そっちのほうは永続的にかかっていくわけではないですか、常に順繰り順繰りで回しながら、その中で水量自体はどんどん有収水量が、人口が減ってきて、なおかつ単身世帯とか2人世帯がふえてくれば、基本的には下がるはずですが、本来は。そうなったときに、今の状況がどれぐらい永続性があるものなのかというのが聞きたいのです。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時23分)



(開議 午後3時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(建設部 参事兼水道課長) 今後、委員さんおっしゃるように、やっぱり減ってくれば、当然収益減るといえるのは出てきそうかなという、ちょっと今ざっくり試算した中では確かにそうかなというのが出てきたのですが、やはり今後収入が減っていく、そのかわり費用のほうは当然増していくといった中では、いずれ水道料金を見直しするのか、それとも今現在起債のほうも、30年度から起債をまた少し始めましたけれども、起債で対応しつつ、それでも足りないというのではないですけれども、間に合わないようであれば、値上げのほう、料金の見直しも考えていかなくはないのかなというふうには思います。

(秋谷) この公営企業の市の水道事業というものに対して、例えば国のほうだと、広域的な枠組みをみたいなのを言っていらっしゃるけれども、単純に広域になるのは市町村合併みたいなのだから、幾らうちが

桶北と組みたいと言ったって、桶北のほうが水道自体の効率はきつといいはずだから、何ととっても市域が狭いし、人口は桶北のほうが我々より多いわけだから、なおかつこっちのほうは市域がでかいから、普通は組んでもらえないではない。我が市において、例えば近隣とそういう広域的なことを組める要素というのはあるものでしょうか。私の見立てだと、市域が広い分だけパートナー組む相手探しというのはすごく難しいと思っているのだけれども、そうするともう単独で何とかしてやるからには、料金の見直しがもう逃げようがないというふうに見ていますが、いかがでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）先ほどお話の出ました広域化の話ですけれども、埼玉県内、今12ブロックに分けておりまして、その中で鴻巣市はその中の第9ブロックというところで今属しているところなのですけれども、上尾市さんと桶川北本水道企業団さん、それと伊奈町さんと鴻巣市といった中で、広域化に向けて進めましょうというところで、埼玉県では平成42年度を目標にやりましょうということで今進めているところです。

実際に更新をする中で、なるべく鴻巣市が、例えば法定財源なりが少ないですとか、施設の改修にかかる費用が大きいとか、そういったところをなるべく広域化までにはある程度進められればなといった中で、浄水場の今更新のほうもこれから順次やっていくつもりではおりますが、その中でやはり今浄水場が市内7カ所ございます。その中でも実際にどこの浄水場をなくすとか、そういうのではなくて、やはり再編できるのかできないのか、更新するに当たっても、その辺再編を見込んだ中で、今の施設規模でいいのかどうか、やっぱり少なくするのか、それともどこかを例えば廃止して、統廃合した中で、こちらの浄水場を大きく施設をして、例えば廃止したほうの浄水場までカバーするのか、その辺も今現在検討しているところですので、なるべくやはり広域化のときに足かせにならないような状態というのはつくりながら、今後整備していかなくてはならないかなと。当然のことながら、費用ってこれからどんどんかかりますので、やはり見直しの時期というのは、収支バランスが崩れた

ときには当然のことながらやらなくてはいけないことかなというふうには思っております。

(秋谷) 広域の話で、県が主導するという話があるけれども、例えば消防の広域化という話も前県からあったのです。全然うまくいきません。この県央のところは、上尾、伊奈のとほうとやってくれという話が出たって、上尾も伊奈も相手にしない。要は消防設備のお金のかけ方の問題だ。単純に言ったら、上尾は上尾でやったほうが、当然消防車に対する費用も救急車に対する費用もかけられるから。こっちの桶川から鴻巣のほうまでとられてしまったら、自分たちの上尾域に対するお金のかけ方が減ってしまうから、ウエートが。水道だって、考え方としては多分同じだと思う。ちなみに、料金が上尾と伊奈と桶北と鴻巣で1立米当たりどれだけ違いますか。近隣の1立米当たりの単価。

(建設部参事兼水道課長) 申しわけありません。具体的に幾らというのは、ちょっと手持ちが今なくて申しわけないのですけれども、上尾市さんと桶北さんと鴻巣市は比較的近い位置で、鴻巣市は今県内上位6番目ぐらいのお値段、基本料金でいうと6番目ぐらいなのですけれども、その前後ぐらいにたしか大体近接していたと思いました。伊奈町さんは少し離れていたとは思うのですけれども、市レベルではほぼ大体同じような位置で料金ってなっていたと思います。何百円という違いはなかったように記憶しています。

(阿部) 最近西日本豪雨とかああいう被災地で、一番欲しがるのが水なのだ、いざ被災したときに。そういうときの備えというのは、本市はどんな備えがあるのかだけお聞かせいただければ、

(建設部参事兼水道課長) 今鴻巣市のほうでは、災害時のために給水車をまず1台ございます。そのほかに2トントラックとかの荷台に載せられるような給水タンクというのを1,500リットルと1,000と……1,500は2基と、あと1,000リットルが1つだったかあります。それで、そのほかに20リットルのポリタンクが……あと20リットルのポリ容器と、あとそのほかに災害用にしよえるようなタイプの給水タンク等が、300リットルと600リットルとかというのもご用意させていただいております。

(阿部) 300リットルなんかしょえなかんべ。

(建設部参事兼水道課長) 3リットルです。申しわけありません。

(阿部) いずれしても、被災地をテレビで放映するよね。そんな中で、本当に皆さんが一番先に欲しがるのが水なのだ。手も洗えないと。要するに自分ちの道具を運び出したり、被災するとそんなものだよね。どぶ泥になって汚れても、頭からかぶる水がないという、そういう状況が、当然荒川や利根川が決壊したときにはなるのだろうと思うのだ、そういう状況に。そういうときのために、やっぱりしっかり備えというか。それと、水道のみならず、一般でもって井戸を持っているうちがあるではない。井戸を持っているうちの把握、緊急の場合は、ここのうちは地下水が利用できますというようなマップみたいなものも、今後はつくっておく必要があるのかなと。それは、水道課に言うのではなくて、危機管理課に言ったほうがいいのだろうけれども、でもそういうことも今後連携して考えていってもらえたらありがたいなというふうに思う。

(建設部参事兼水道課長) 委員さんおっしゃるように、やはり井戸水となると、確かに水道課とはちょっと担当が離れてはしまいますが、ただ同じお水という中で、やはり危機管理の防災の担当のほうと連携を密にして、また地域防災計画、また水道課のほうで作成している応急給水マニュアル、この辺もやはりよく見直し、また整備等をしながら、災害時に対応できるようにしていければと思います。

(阿部) 実は俺んち自家水なのだ。だから、皆さん困ったときに、いつでも来て、くみ上げてくれていって結構だというふうに思っているので、すごく水自体は、水道水に比べたらかなり冷たくてうまいのかなというふうに思う。

以上。宣伝するわけではない。

(加藤) やはり水というのはライフラインの重要な項目になっていて、先ほど委員のほうからありました他の地域の災害の中では浄水場のほうが破損というか、ちょっと施設が壊れてしまってえらく困っている地域もあるという中で、本市においては、もし地震があったとき、耐震性という意味で、施設自体は通常のご自宅、我々住んでいるような自宅と比

べて一定のこういう強度、施設に対しての強度というのが求められるかなと思っているのですけれども、その辺は基準とか何かあるのでしょうか。

（建設部参事兼水道課長）今現在浄水場施設に関連しての更新計画というのを平成28年、27年、つくってはあります。そのときに1次診断という形でやらせていただいた中では、馬室浄水場の配水池、それと吹上第2浄水場の、3つあるうちの全てではないのですけれども、配水池には耐震性があると。あとまた人形浄水場につきましては、もう既にステンレス配水池にかえておりますので、その辺につきましては耐震性は問題ないかなというふうに考えております。

また、実際に耐震診断をやった中で、今後配水池等は更新なり耐震化というのを図っていかなくてはいけないかなと思いますけれども、仮に災害等が地震等が来たときに、配水池大丈夫な、問題がない配水池には応急給水栓というのがございますので、そこから配水池の、要は水位の高さによって自然にお水が出るような、蛇口みたいなものについているのですけれども、そういったもので対応できるようにはなっておりますので、災害のときにはそのお水が使えるかなと。

仮にどこかの地域の浄水場が運転できなかつたとしても、今地域間を結ぶ連絡管の整備というのも進めておりますので最悪そちらからも供給できるように今現在進めております。また、今後1路線だけではなく、2路線とかと連絡管を整備して、仮に浄水場で何かあったときでも相互融通できるように整備はしたいと思っています。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第91号 平成29年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第92号 平成29年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) では、1点だけちょっと。下水道事業の区域内人口、29年9万1,646人ということで、人口普及率77%ということですがけれども、市街化地域の下水管の普及率というのは、あとどのくらいで100%になるのでしょうか。

(下水道課長) 鴻巣市の一応今事業認可をいただいているのが市街化区域を中心にした区域で事業認可をいただいています、その最終到達目標年度は平成37年を目標にしております。ただ、事業認可上は平成三十……済みません、訂正させていただきます。鴻巣市の生排処理構想のほうでは、平成37年を目標に公共下水道区域を100%にするという目標に向けて整備をしております。

(橋本) それは、もうある程度順調に予定どおりでいけそうなのでしょうか。

(下水道課長) 全て100%というのはちょっと無理と言ったらあれ、今考えているところでは、どうしても都市計画道路、まだ道ができていないところにも計画上污水管が入るようになっていきます。例えば三谷橋一大間線の上尾通りに向かう道路、都市計画道路、あと上尾道路の部分にも一応計画になっていきますので、その部分については都市計画道路の進捗状況に合わせて入れることになりますので、目標に達するかどうかは都



市計画道路の進捗次第になるかなというふうに考えております。

（橋本）あと1点だけ。さっき何か降雨量が多いと下水管に浸入してしまうという先ほど説明ありましたけれども、これってやっぱり解決する策というのはなかなかないものなのではないでしょうか。それだけお聞きします。

（下水道課長）以前に不明水があるということで、管路内にカメラを入れ、調査し、取水をし、これ吹上地域なのですけれども、そのときには次の年に効果があったのではないかという報告をしているのですが、実際のところ、その次の年に雨が少なかったりすると、その部分がその効果なのか、それとも雨が少なかったことによるものなのかというのが判断しにくい状況です。必ず言えることは、降雨量が多ければ処理水量は上がり、少なければ処理水量が下がる、これは今までずっとそういう状況ですので、確実に言えるところはそこで、浸入水の直したことによって効果が出るというものかどうかというのがまだ費用対効果についてはわからないというのが現状です。

（秋谷）お伺いしたいのですけれども、29年度の工事でどこまで管渠が入ったのでしょうか。

（下水道課長）平成29年度までに西部第3排水区の中堀1号雨水幹線、今荒川左岸に入れている幹線なのですけれども、1,469メートルの整備が完了しております。今年度予定しているのが256メートル、これは今年度予定しております。

（秋谷）具体的に言うと、今年度で学校通りのところまで行ったという理解でいいのでしょうか。それで、新年度、30年度で要は大間の山の下の抜くというか、そういうイメージでよろしいのでしょうか。

（下水道課長）昨年度までセブンイレブンがある交差点を越えております。そこから今年度は、小山になっていますので、山越えということで、推進工事になるのですけれども、推進工事で緑町にもとの水路があるのですけれども、そののところまで到達する予定でおります。

（秋谷）大体予定どおりに進んでいると思うのですが、ちょっとお伺いしたいのは、工事が終わって、例えばセブンイレブンのところまでこの夏前に終わっていますよね、要は。夏前に終わっていたではないですか。

その部分というのは、この夏の期間はもう供用開始しているのですか。もし供用開始していなければ、現場を見せてもらいたいなと思ったのだけれども、一応。

(下水道課長) 昨年度まで行った工事については、もう今年度の雨の状態から供用開始になっております。流入するところも、今回は幹線、それに対する枝線というのが計画上あるのですけれども、セブンイレブンのところでいえば、旧の田間宮小学校の通りまでは管を入れております。そこから側溝の水をとっているような形になります。ですから、そこから先、あの辺、地形的には急な場所が多いので、どちらかというと言管に入る前に道路に流れてしまう状況が、ここの何日か前の雷とかで現場状況を確認したところ、そういうところが見られるということを知っております。あと、大間の高校の通りもそうなのですけれども、やっぱり道の勾配がきつくて、側溝に入る前に大間の荒川左岸のところまで流れ着いてしまうというふうに聞いています。

(ちょっと休憩しての声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 0 4 分)



(開議 午後 4 時 0 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) そうすると、ますの構造を大きくするか何かしないと、受けとめられないということになってしまうのですか。要はあそこの管の中に雨水が落ちてくれなければ、結局大間でいう 3 丁目、鴻巣高校の裏側の逆川のほうにまた行ってしまう話になってしまうのではないかと思ってしまうのですけれども。

(下水道課長) ほかの場所に行くということではなくて、その場所にとどまってはいるのですが、一瞬というか、数分程度水たまりのような状態になって、そこから 10 分ぐらいするとその水がちゃんと幹線のほうへ落ちていく状態です。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時06分)



(開議 午後4時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) それであれば、話がちょっと切れてしまったのであれですけれども、構造物のところに何とかして落とし込んでいただく工事というのは、例えば大間第3排水区の話でいくと、順序があるわけではないですか。今セブンイレブンの先ぐらまでやっとながが行って、30年度が緑町まで行って、それで31年度が鴻巣西中の脇の水路か、そういう細かな工事というのは、もう間もなく雨水期が終わるわけだけれども、冬の間をやっていただけのかしら。

(下水道課長) 下水道工事としては幹線と、計画されている枝線というのがあるのですが、今回あふれた水というのは道路の側溝とかに入る道路排水の手当てになりますので、どちらかという道路課さんのほうで手当てをしていただければできるのかなというふうに思っております。

(秋谷) いや、それは確かに下水道会計から見ると、それはもちろん道路の話、道路に降っている雨水なのだからという理屈からいえば、もちろん道路課のほうになってしまうのだろうけれども、根本的に雨水の幹線をつくっているわけでしょう。雨水というのは道路上の雨水だろうが、側溝を伝う雨水だろうが、雨水に異論はないではないですか、極端なことを言えば。そういう理解でいったら、私は下水道の中でというふうに思ってしまうのだけれども、そういうわけにはいかない。

(下水道課長) それはもちろん市としてどうするかという考えであれば、当然手当てが必要になってくるというふうには私も考えています。ですので、これは道路課と協議して、一番いい集水方法を検討していくというふうに考えています。

(秋谷) もうここは清水副部長にちょっとお答えを、ちゃんと仲介役として。意味がないではないですか、雨水がそのまますうっと流れていってしまうのでは、入れるものを入れてもらわないと。何とか清水副部長

の仲介機能ではないけれども、よくよくうまく調整していただいて、何とかちゃんと機能、せっかくつくっているのですから、ちゃんとそれが機能していただかなければ、つくった意味が、もったいないです、はっきり言って。

（建設部副部長）雨水対策については、最終的には下水道が対処しなくてはいけないかなと思うのですけれども、先ほどの課長の話ですと、そういうますを設けるとか、場合によっては横断で側溝というのですか、何かそういうのを設けるとか、そういう処理が必要だというような話もありますので、どういったものが対応できるか、ちょっと検討等をしていきたいと思います。

（秋谷）何か怪しい雰囲気ですね。すごく心配になってきました、加藤さん、大丈夫かしら、入らないと困ってしまうのだけれども。わかりました。では、期待をして。

あとは、ちょっと1つ教えてもらっていいですか。というのは、監査委員が出している企業会計の決算審査意見書で、22ページ、お手元にありますか。その表の5の損益の推移、ちょっと私教養が足りなくて、ちょっと理解できないのですが、この表の5だけちょっと説明ってしていただけますか。

（下水道課長）この表の5の一番下が先ほど言った29年度の純利益になりまして、この純利益と経常利益、先ほどと同じように同額で、これが推移として27年度は9,794万8,862円と、28年度は約1億2,700万ということで推移しているというふうになっていると思います。

（ちょっと自分がよくわかっていないので、じゃ後でちょっと詳しくお伺いしますの声あり）

（阿部）また災害の話なのだけれども、マンホールトイレってあるよね。あれも災害時には必要なのだ。マンホールトイレが使えるマンホールというのは幾つぐらいあるの。

（下水道課長）今マンホールトイレを整備しているのは危機管理課のほうで、学校です。学校のほうに下水道管から管を引き込みをして、そこに大きな管、通常なら200ミリなのですが、大きな管にして、貯留できる

ようなタイプの管を入れた上に立ち上がり部分をつけてマンホールをつけた状態で学校等に設置しています。その上に仮設のテントを張って、トイレを設置するようなシステム……

(関係ねえんだな。じゃ、関係ない。いや。終わりの声あり)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第92号 平成29年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、これについて原案のとおり可決及び認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決及び認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、まちづくり常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。

まちづくり常任委員会の視察研修について、日程は平成30年10月23日火曜日から24日水曜日の2日間、視察先、視察項目については福島市「都市再生整備計画事業(コンパクトシティ)の取組について」、国見町「国見まちなかタクシーについて」、新地町「のりあいタクシーしんちゃんGOについて」とし、実施したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、まちづくり常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 4 時 1 7 分)